

フランスにおける 2010 年の地方公共団体改革

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 服部 有希

【目次】

はじめに

I 地方行政制度の概要

- 1 地方行政制度の基本構造
- 2 地方行政制度の課題

II 2010 年法の概要

- 1 地方公共団体の簡素化及び再編
- 2 大都市制度の整備
- 3 その他の改正

おわりに

翻訳：地方公共団体の改革に関する 2010 年 12 月 16 日の法律第 2010-1563 号（抄）

はじめに

フランスでは、1982 年に、第 5 共和制下で初の抜本的な分権化改革となる第 1 次分権化改革が、2003 年に、第 1 次分権化改革を進展させる第 2 次分権化改革があった⁽¹⁾。これにより、分権化が進展した一方、地方行政制度は複雑化し、地方公共団体の権限が不明確となるなどの弊害も生じていた。

このような中、2008 年頃から、ニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）前大統領の下で、地方公共団体の大規模な改革に関する検討が進められた。その後、2010 年に、「地方公共団体の改革に関する 2010 年 12 月 16 日の法律第 2010-1563 号」⁽²⁾（以下「2010 年法」）が制定された。これは、上述の 2 つの分権化改革に次ぐ大規模

な改革であり、現代のフランスの地方行政制度のあり方を方向づけるものであった。

2010 年法は、地方公共団体一般法典の改正を中心に、選挙法典等も改正するものである。改正は広範囲にわたったが、特に重要なものは、地域議員（conseiller territorial）の創設と大都市制度であるメトロポール（métropole）の創設である。地域議員は、伝統的な地方議会制度であった州議会議員と県議会議員の区別を廃止し、これらを兼ねる新たな議員として創設された。これにより、州と県との間の連携を強化し、複雑化した行政の簡素化が期待された。一方、メトロポールは、経済開発の中核となる大都市圏として創設された。これは、急速な経済の国際化の流れの中で、地方の経済的競争力を高めることを目的とするものであった。いずれの制度改正も、第 2 次分権化改革までに生じた問題を克服し、いかに現代的な行政需要に対応するかという課題に対する 1 つの回答であった。

周知のとおり、2012 年に政権交代があり、サルコジ前大統領に代わり、社会党のフランソワ・オランド（François Hollande）氏が大統領に就任した。オランド政権は、2010 年法により改正された地方公共団体一般法典等の規定の見直しに着手し、2013 年以降、いくつかの改正を実現した。オランド政権による見直しは、2010 年法の大枠を批判的に継承しつつ、発展させるものであると言える。オランド政権により実現した改正のうち、重要なものは、「県議会議員、コミューン議会議員及び広域連合議員⁽³⁾

(1) 第 1 次及び第 2 次分権化改革については、山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権—ジロンドンの復権—』日本評論社、2006 参照。

(2) Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales.

(3) 広域連合議員（conseiller communautaire）は、コミューン間協力公施設法人（EPCI）（後述）の議会の議員。本稿第 II 章第 1 節(2)参照。

の選挙並びに選挙日程の変更に関する 2013 年 5 月 17 日の法律第 2013-403 号⁽⁴⁾ (以下「法律第 2013-403 号」) による地域議員の廃止である。これは、前政権との方針の相違が明確となった点である。一方で、「地方公共活動の刷新及びメトロポールの確立に関する 2014 年 1 月 27 日の法律第 2014-58 号」⁽⁵⁾ (以下「法律第 2014-58 号」) により、メトロポールの創設に係る要件も緩和されたが、これはサルコジ政権の方針を踏襲するものであると言える。また、これ以外にも、地方行政制度改革に関する法案⁽⁶⁾が提出されており、本稿執筆時の 2014 年 2 月現在もその審議が進行中である。

このように、サルコジ政権により着手された第 5 共和制下における極めて重要な地方分権化改革は、オランダ政権に引き継がれ、現在もなお進行中であるが、本稿では、その根幹となった 2010 年法による制度改正のうち、特に重要である地域議員の創設等の地方行政制度の簡素化及びメトロポールの創設等の大都市制度を中心に紹介する。廃止された地域議員制度について紹介するのは、州と県との関係の在り方は第

5 共和制下で長く議論され続けている課題であり、単に創設、廃止の事実にとどまらず、法律の内容とその背景を紹介することに意義が認められるからである。大都市制度その他の現在オランダ政権下で進行中の改革も、その基礎を法律化したのは 2010 年法であったと言える。

このため、オランダ政権による改正の重要な論点についても、あわせて紹介する。

本稿末尾には、地域議員及びメトロポールに関する規定を中心に 2010 年法の翻訳を付す。訳出した規定は、地方公共団体一般法典や選挙法典の規定を改正するものが中心となる。なお、その後のオランダ政権による見直しの際に再改正されたものは、重要な部分は注を付して説明するが、その詳細な改正箇所については、脚注に列挙する各部分を参照されたい⁽⁷⁾。

I 地方行政制度の概要

1 地方行政制度の基本構造

フランスは、単一国家である。その地方行政制度の基本構造は、州 (région)、県 (département)

(4) Loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral.

(5) Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles. この法律については、服部有希「地方公共団体の権限の整理及びメトロポールの強制的設立」『外国の立法』no.259-1, 2014.4, pp.14-15 参照。

(6) 主な法案としては、次の 2 つがある。Marylise Lebranchu, *Projet de loi de mobilisation des régions pour la croissance et l'emploi et de promotion de l'égalité des territoires*, n° 496, 10 avril 2013; Marylise Lebranchu, *Projet de loi de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles*, n° 495, 10 avril 2013.

(7) 詳細な改正箇所については、フランス政府の法令データベース (legifrance) が提供する各法律のページにある改正箇所一覧を参照されたい。① 2010 年法による改正箇所及び各法典の現行規定へのリンクは、次を参照。Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales (Version en vigueur). <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=45BA9372E22F3D903FCD526727A17BBF.tpdjo07v_2?cidTexte=JORFTEXT000023239624&dateTexte=20140425>, ② 法律第 2013-403 号による改正箇所及び各法典の現行規定へのリンクは、次を参照。Loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral (Version en vigueur). <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=45BA9372E22F3D903FCD526727A17BBF.tpdjo07v_2?cidTexte=JORFTEXT000027414225&dateTexte=20140425>, ③ 法律第 2014-58 号による改正箇所及び各法典の現行規定へのリンクは、次を参照。Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles (Version en vigueur). <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=45BA9372E22F3D903FCD526727A17BBF.tpdjo07v_2?cidTexte=JORFTEXT000028526298&dateTexte=20140425>

及び市町村に相当するコミューン⁽⁸⁾ (commune) の3層制である⁽⁹⁾。これらの地方公共団体間に指揮監督関係はない。

基礎自治体であるコミューンは36,767⁽¹⁰⁾もあるが、その半数近くが人口400人未満と小規模である。このような状況から生じる行政の非効率を補うために、地方公共団体が共同で行政を行う相互協力の枠組みが発達している。この枠組みには多様な形態があり、総称して、地方公共団体連合 (groupement de collectivités territoriales) と呼ばれる。その代表的なものに、コミューン間協力公施設法人 (établissements publics de coopération intercommunale: EPCI) と混成事務組合 (syndicat mixte) がある⁽¹¹⁾。

EPCIは、複数のコミューンで組織される法人である。EPCIは、人口規模や権限等に応じて、6種類の形態に分類される。すなわち、メトロポール、大都市共同体 (communauté urbaine)、都市圏共同体 (communauté d'agglomération)、コミューン共同体 (communauté de communes)、新都市組合 (syndicat d'agglomération nouvelle)、コミューン事務組合 (syndicats de communes)

である⁽¹²⁾ (表参照)。このうち、メトロポールは、上述のとおり2010年法により新設されたものである。

EPCIに所属するコミューン (以下「所属コミューン」) は、その権限の一部をEPCIに移譲する。移譲される権限は、地方公共団体一般法典に列挙されている。さらにコミューン事務組合以外のEPCIは、課税自主権を有する。また、EPCIは、所属コミューンの議会の議員で構成される議会を有し、その議員の定数配分の方法は、法律の定めるところによる⁽¹³⁾。このように、EPCIは、地方公共団体に近い存在と言える。実際に、フランスの地方行政制度を論じる際には、コミューンとEPCIがひとくくりにされ、州や県と対比される場合が多い。

一方、混成事務組合は、コミューンに限らず、地方公共団体、地方公共団体連合、さらに、商工会議所やその他の公法人等により組織される⁽¹⁴⁾。その権限は、参加団体の合意の下で、任意に定めることができる。財政については、参加団体からの負担金を中心となっている。混成事務組合の議決機関は、事務組合委員会 (comité du

(8) 市町村の区別はなく、全てコミューンと称される。

(9) フランスの地方行政制度の沿革については、服部有希「フランス—単一国家における分権化改革—」『総合調査報告書 21世紀の地方分権—道州制論議に向けて—』(調査資料2013-3) 国立国会図書館調査及び立法考査局、2014, pp.98-101を参照。

(10) Direction générale des collectivités locales, *Les collectivités locales en chiffres 2013*, 2013, p.18.

(http://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/files/Publication_globale%281%29.pdf) 以下、インターネット情報は、2014年2月28日現在のものである。

(11) このほかに、国土農村均衡拠点圏 (pôle d'équilibre territoriaux et ruraux)、県内事務局 (agence départementale)、県間機構 (institutions ou organismes interdépartementaux) 及び州間協議会 (entente interrégionale) がある (地方公共団体一般法典 L. 第5111-1条)。なお、これらの枠組みを地方公共団体連合と称して整理したのは、2010年法第30条によるものである。

(12) コミューンは、コミューン事務組合を除き、1つのEPCIにしか所属することができない (地方公共団体一般法典 L. 第5210-2条)。

(13) 地方公共団体一般法典 L. 第5211-6-1条及び L. 第5332-2条により、人口比等を考慮して、配分される。

(14) 混成事務組合には、閉鎖型混成事務組合 (syndicat mixte fermé) と開放型混成事務組合 (syndicat mixte ouvert) がある。閉鎖型混成事務組合は、コミューン及びEPCIから成り、EPCIのみで組織することもできる (地方公共団体一般法典 L. 第5711-1条から L. 第5711-4条まで)。開放型混成事務組合は、地方公共団体又は地方公共団体連合のほかに、商工会議所やその他の公法人等も参加することができる。ただし、必ず1以上の地方公共団体又は地方公共団体連合が参加しなければならない (地方公共団体一般法典 L. 第5721-1条から L. 第5722-10条まで)。

表 EPCI の分類

| 名 称 | 圏域人口 | 課税自主権 | 設 置 数 (2013 年) | 設置根拠となる 地方公共団体一般法典の条文 |
|-------------------------|----------------------|-------|-------------------|--------------------------|
| メトロポール | 40 万人超 ^{注1} | あり | 1 | L. 第 5217-1 条 |
| 大都市共同体 | 25 万人超 ^{注2} | あり | 15 | L. 第 5215-1 条 |
| 都市圏共同体 | 5 万人超 ^{注3} | あり | 213 | L. 第 5216-1 条 |
| コミューン共同体 | 下限なし | あり | 2,223 | L. 第 5214-1 条 |
| 新都市組合 | 下限なし | あり | 4 | L. 第 5332-1 条 |
| コミューン事務組合 ^{注4} | 下限なし | なし | 11,022 | L. 第 5212-1 条 |

注1 後述するように、法律第 2014-58 号により、50 万人超から 40 万人超に引き下げられた。

注2 メトロポールの人口要件の引下げとともに、法律第 2014-58 号により、45 万人超から 25 万人超に引き下げられた。

注3 人口 1 万 5 千人超のコミューンを 1 以上含む必要がある。

注4 コミューン間単一目的事務組合 (syndicat intercommunal à vocation unique: SIVU) とコミューン間多目的事務組合 (syndicat intercommunal à vocation multiple: SIVOM) の 2 種類がある。

(出典) Direction générale des collectivités locales, *La réforme des collectivités territoriales guide pratique*, Ministère de l'Intérieur, 21 septembre 2011, pp.41-44. <http://www.interieur.gouv.fr/content/download/9828/92535/file/Guide_rct.pdf>; Direction générale des collectivités locales, *Les collectivités locales en chiffres 2013*, 2013, p.14. <http://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/files/Publication_globale%281%29.pdf> 等を基に筆者作成

syndicat 又は comité syndical とも) と呼ばれ、その委員の定数配分の方法は、定款で任意に定めることができる。このように、混成事務組合は、EPCI よりも柔軟に組織することができる。なお、コミューン事務組合は EPCI であるが、権限、財政、議決機関の組織等の面で、混成事務組合に近いので、混成事務組合と合わせて事務組合理型 (syndicat) と分類されることがある。

2 地方行政制度の課題

2008 年に、サルコジ前大統領は、地方行政制度の見直しのために、首相経験者であるエドゥアール・バラデュール (Édouard Balladur) 氏を委員長とする通称バラデュール委員会を立ち上げた。バラデュール委員会が 2009 年に提出した報告書⁽¹⁵⁾は、地方行政制度が抱える課題を歳出、権限の輻輳 (enchevêtrement des compétences) 及び組織機構の複雑化の 3 つに整理している。

第 1 の課題である歳出は、1982 年の第 1 次分権化改革以降、増加の一途をたどった。これは、地方への権限委譲が進んだ点に一因がある。しかし、それ以上に大きな要因は、複数の地方公共団体による同一事業への重複支出であった。こうした重複支出の問題は、第 2 の課題である権限の輻輳と密接に関係している⁽¹⁶⁾。

第 2 の課題である権限の輻輳とは、次のようなものである。州、県及びコミューンという地方公共団体の 3 つの階層には、それぞれ異なる権限が付与されている。しかし、これらの権限を分野ごとに整理すると、各階層に重複して権限が付与されていることがわかる。例えば、文化の分野では、教育、芸術、図書館、観光等について、各階層の地方公共団体がそれぞれ一定の権限を有している。所管が明確な権限は、州が所管する職業訓練、県が所管する社会福祉、コミューン及び EPCI が所管する都市計画など

(15) Comité pour la réforme des collectivités locales, *Il est temps de décider: Rapport au Président de la République*, 5 mars 2009. <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/094000097/0000.pdf>>

(16) *ibid.*, pp.17-21.

ごくわずかである。このような状況が生じた一因には、第3の課題である組織機構の複雑化がある。

第3の課題である組織機構の複雑化の要因の1つは、EPCIの設立形態の多様化である。さらに、時代とともにEPCIの権限が拡大されたことにより、権限の輻輳に拍車がかかり、期待された歳出の削減の効果も薄かった⁽¹⁷⁾。

また、組織機構に関するもう1つの問題として、州と県の競合がある。両者の権限の輻輳は顕著であり、例えば、芸術教育、交通、企業支援などが例として挙げられる⁽¹⁸⁾。このため、州と県という階層分けそのものについての議論が長い間あり、過去には州と県の統合や県の廃止などが提案されたこともあった⁽¹⁹⁾。

2010年法は、このような課題の改善を目的とするものであり、次章では、その概要を紹介する。

II 2010年法の概要

2010年法は、全90か条で、主に地方公共団体一般法典を改正するものである。その内容は、地方公共団体の簡素化及び再編（第1章並びに第2章第3節及び第4節）、大都市制度の整備（第2章第1節及び第2節）、EPCIの拡大（第3章）及び地方公共団体の権限の明確化（第4章）の4つに整理することができる。

1 地方公共団体の簡素化及び再編

(1) 地域議員の創設及び廃止（抄訳第1条から第7条まで参照）

地域議員は、州議会議員と県議会議員を兼ね

る議員として創設された。具体的には、県議会は地域議員で構成され、州議会はその州内の県議会に議席を有する地域議員で構成されることとなった（2010年法第5条）。任期は6年で、選挙方式は、県議会議員選挙と同様の小選挙区2回投票制が採用された（2010年法第1条）。地域議員創設の狙いは、州と県の連携を強化することで、権限の輻輳を解消し、重複支出を回避することにあった。

しかし、上述のように、法律第2013-403号により、地域議員に関する規定は全て削られた。これにより、2014年に予定されていた初の地域議員選挙が行われることなく、地域議員は廃止されることとなった。廃止の理由としては、州や県との協議の不足、州と県の役割の相違が大きいこと、州と県との間に実質的な指揮監督関係が生じる懸念等が挙げられた⁽²⁰⁾。

(2) EPCIの議会選挙への直接選挙の導入（抄訳第8条及び第9条参照）

2010年法による地方公共団体の簡素化及び再編に関するその他の改正としては、EPCIの議会（以下「EPCI議会」）の選挙に、住民による直接選挙が導入されたことが挙げられる。この改正には、EPCIがコミューンに代わり実質的に基礎自治体の役割を果たしていることを考慮し、EPCI議会をより民主的なものとする狙いがある。直接選挙が導入されたのは、EPCIのうち、課税自主権を有するメトロポール、大都市共同体、都市圏共同体及びコミューン共同体である。

それまでEPCI議会の議員は、各コミューン議会の議員の中から、コミューン議会議員によ

(17) *ibid.*, p.44.

(18) 2003年に改正された憲法第72条第5項により、複数の地方公共団体が共同で事業を行う場合に、主導する地方公共団体を決定することできると規定され、州と県の間での調整が行えるよう試みられた。しかし、当該規定の実施は、消極的なものにとどまっている。*ibid.*, p.48.

(19) *ibid.*, pp.49-50.

(20) Michel Delebarre, *Sénat Rapport*, n° 250, 19 décembre 2012, pp.85-86. (<http://www.senat.fr/rap/112-250/112-2501.pdf>)

る投票で選出されていた。2010 年法による改正後は、人口 1,000 人以上のコミュン⁽²¹⁾に限り、コムン議会議員選挙と同時に EPCI 議会の議員の直接選挙が実施されることとなった(2010 年法第 8 条)。具体的な選挙方式は、政権交代後の 2013 年の選挙法典の改正により定められ⁽²²⁾、プレミアム付拘束名簿式比例代表 2 回投票制となった(選挙法典 L. 第 273-6 条)。また、この改正により、それまで単に所属コムンの代表(délégué)と呼ばれていた EPCI 議会の議員が、広域連合議員(conseiller communautaire)と呼ばれることとなった。なお、人口 1,000 人未満のコミュンにおける広域連合議員の選出は、直接選挙ではなく、指名制となる。具体的には、各コムンに割り当てられた広域連合議員の定数に達するまで、各コムンにおいて、コムン議会の議長、副議長、議員の順⁽²³⁾に広域連合議員として指名される(選挙法典 L. 第 273-11 条)。

(3) 合併制度の改正(翻訳は省略)

2010 年法では、既存のコミュン同士の合併の手续が簡素化されるとともに、新たに県同士の合併及び州と県との合併の制度が創設されるなどの改正もあった。また、既存の州同士の合併手続も、県同士の合併手続にあわせて改

正された(2010 年法第 2 章第 3 節及び第 4 節)。この中で、特筆すべき点は、州と県との合併である。これは、州と州内の県とが合併し、特別な地位を有する地方公共団体を創設できるという制度である。合併後の地方公共団体の組織等の詳細は、別途法律で定める必要がある。

2 大都市制度の整備

大都市制度の整備を目的として、EPCI の一種であるメトロポール(2010 年法第 2 章第 1 節)と地方公共団体連合の一種である大都市拠点圏(pôle métropolitain)(2010 年法第 2 章第 2 節)という 2 つの制度が新設された。

(1) メトロポール(抄訳第 12 条から第 19 条まで参照)

メトロポールは、課税自主権を有する EPCI である。メトロポールになることができるのは、2010 年法によれば、圏域人口 50 万人超の EPCI⁽²⁴⁾であったが、後述するように、この人口要件は 2014 年に 40 万人超に引き下げられた。

メトロポール創設の目的は、大都市圏に必要な地域開発及び経済発展の実現にある⁽²⁵⁾。そのため、メトロポールは、州、県及びコムンから特定の権限の移譲を受ける。例えば、企業誘致のための特区の整備、文化施設、都市計画、交通、住環境、下水処理、環境保護等に関する

(21) 拘束名簿式投票によりコムン議会議員の選挙が行われているコムンである。なお、2010 年法が制定された時点では、拘束名簿式投票が行われるコムンは、人口 3,500 人以上のコミュンであったが、法律第 2013-403 号第 24 条により、人口 1,000 人以上に改正された。

(22) 選挙法典は、2013 年 5 月 17 日の法律第 2013-403 号で改正された。

(23) 副議長が複数いる場合には、コムン議会議員選挙における順位の順に指名される。また、議長や副議長以外の議員については、在職期間が長い者の順となる。ただし、在職期間が同じ場合には、コムン議会議員選挙における得票数の多い順となり、得票数も同じ場合には、年齢が高い者から順に指名される(選挙法典 L. 第 273-11 条及び地方公共団体一般法典 L. 第 2121-1 条)。

(24) ただし、特例として、圏域人口 50 万人未満であっても、1966 年 12 月 31 日の法律第 66-1069 号第 3 条によって設立された大都市共同体であれば、メトロポールになることができる。この特例に該当するのは、ストラスブールのみであるが、結局、ストラスブールがメトロポールとなることがないまま、後述するように、2014 年の法律第 2014-58 号で当該規定は改正された。Dominique Perben, *Assemblée nationale Rapport*, n° 2779, 8 septembre 2010, p.68. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r2779.pdf>>

(25) Direction générale des collectivités locales, *La réforme des collectivités territoriales guide pratique*, Ministère de l'Intérieur, 21 septembre 2011, p.24. <http://www.interieur.gouv.fr/content/download/9828/92535/file/Guide_rct.pdf>

権限である（2010年法第12条）。

しかし、メトロポールの設立はEPCIの任意であり、実際に設立されたメトロポールは「ニース・コート・ダジュール（Nice Côte d'Azur）」のみであった。こうした事態を受け、オランダ政権は、法律第2014-58号により、パリ、リヨン及びマルセイユに強制的にメトロポールを設立することとした²⁶⁾。これら3つのメトロポールは、組織、権限等の面で特別な性格を有するものとして位置づけられた。さらに、同法により、通常メトロポールの設立条件が変更された。まず、2015年1月1日時点で、人口65万人超の大都市圏（aire urbaine）²⁷⁾にある人口40万人超の課税自主権を有するEPCIは、自動的にメトロポールとなる²⁸⁾。また、①人口40万人超の課税自主権を有するEPCIであってその区域内に州都を含むもの又は②雇用圏（zone d'emploi）²⁹⁾の中心地となっている人口40万人超のEPCIは、任意でメトロポールとなること

ができる³⁰⁾。

(2) 大都市拠点圏（抄訳第20条参照）

大都市拠点圏は、地方公共団体連合の一種で、公施設法人（établissement public）³¹⁾と呼ばれる公法人である。その特徴は、参加できる団体がEPCIに限られている点である。大都市拠点圏に参加できるEPCIは、メトロポール、大都市共同体、都市圏共同体及びコミューン共同体である。大都市拠点圏の創設には、その圏域人口が30万人超となる必要がある。さらに、創設に加わるEPCIのうち少なくとも1つは、人口15万人超でなければならない。

大都市拠点圏は、①持続可能な開発の促進、②地域整備を目的とする経済開発、③イノベーション・研究・高等教育及び文化の促進、④圏域内の整備並びに⑤交通インフラの開発に関する権限を有する。その議決機関は、参加するEPCIの代表で構成される。議決機関の定数

26) パリを中心とする「グラン・パリ・メトロポール（métropole du Grand Paris）」、リヨンを中心とする「リヨン・メトロポール（métropole de Lyon）」及びマルセイユを中心とする「エクス＝マルセイユ＝プロヴァンス・メトロポール（métropole d'Aix-Marseille-Provence）」の3つである。リヨン・メトロポールは2015年1月1日に、グラン・パリ・メトロポール及びエクス＝マルセイユ＝プロヴァンス・メトロポールは2016年1月1日に創設される予定である。

27) 大都市圏（aire urbaine）は、フランス国立統計経済研究所（Institut national de la statistique et des études économiques: INSEE）が統計調査に用いる地理的区分であり、その定義は、1万人超の雇用がある拠点都市とその近隣コミューンから成る一群の飛び地のないコミューンであって、そこに居住する就業者人口の40%が当該拠点都市又は近隣コミューンで就労している圏域とされている。Insee, *Définitions et méthodes Aire urbaine*. 〈<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/aire-urbaine.htm>〉

28) これにより、ボルドー、グルノーブル、リール、ナント、ニース、レンヌ、ルーアン、ストラスブール及びトゥールーズの9のメトロポールが設立される（法律第2014-58号第43条）。このうちニースは、すでに設立されているニース・コート・ダジュールの権限等を引き継ぎ、新たなメトロポールとなる（同法第49条）。

29) 雇用圏（zone d'emploi）は、フランス国立統計経済研究所が統計調査に用いる地理的区分であり、その定義は、労働力人口の大部分がその区域内で居住し、かつ、そこで就業しているような区分とされている。“bassin d'emploi”とも。Insee, *Définitions et méthodes Zone d'emploi*. 〈<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/zone-emploi.htm>〉

30) この条件に該当するEPCIは、モンペリエ及びブレストである。創設には、当該EPCIに所属するコミューンの3分の2以上の合意があり、かつ、合意するコミューンの人口の合計が当該EPCIの総人口の半数以上であること又は当該EPCIに所属するコミューンの半数以上の合意があり、かつ、合意するコミューンの人口の合計が当該EPCIの総人口の3分の2以上であることが必要となる（法律第2014-58号第43条）。

31) 公施設法人（établissement public）とは、公法上の法人格を有する施設又は機関で、大きく分けると、公役務の管理を行う行政的公施設法人（établissement public à caractère administratif）と、私企業に近い形で公益性を有する商業的又は工業的活動を行う商工業的公施設法人（établissement public à caractère industriel et commercial）の2種類が存在する。

は、参加する EPCI に人口比に応じて配分される。このような権限や議決機関の定数配分の方法を除けば、大都市拠点圏は、混成事務組合に近い制度であると言える。

3 その他の改正

以下、2010 年法のその他の規定のうち、主要なものについて簡単に紹介する。

(1) コミューン間協力公施設法人 (EPCI) の拡大

2010 年法は、課税自主権を有する EPCI を地方公共団体連合の中心と位置づけた。このために、各県が、県内の全てのコミューンがいずれかの課税自主権を有する EPCI に所属するようになることを目標とする県コミューン間協力計画 (schéma départemental de coopération intercommunale) を策定し、6 年ごとに見直すこととなった (2010 年法第 35 条)。当該計画は、課税自主権を有する EPCI が、人口 5,000 人以上で地理的一体性のあるものとなることを目指す一方で、コミューン事務組合及び混成事務組合の数を削減し³²⁾、それらの権限を課税自主権を有する EPCI に移譲する方針をとらなければならない。

また、当該計画の実施のために、県における国の代表者³³⁾ (国の出先機関の長) は、課税自主権を有する EPCI に所属していないコミューン又は課税自主権を有する EPCI の区域内で飛地となっているコミューンを、当該計画に沿うように、いずれかの課税自主権を有する EPCI に帰属させることができることとなった (2010 年法第 38 条)。

(2) 一般権限条項の廃止 (翻訳は省略)

一般権限条項 (clause de compétence générale) とは、ある権限が他の地方公共団体に排他的に付与されていない限り、地方公共団体は、あらゆる分野における自らの利益に関わる事項について決定することができるとする規定である³⁴⁾。このような一般権限条項については、地方公共団体の権限の輻輳の原因となっているという批判が根強かった。そこで、2010 年法により、州と県に関する一般権限条項が廃止された (2010 年法第 73 条)。具体的な権限配分については、別途、法律を制定して定める予定であった。しかし、政権交代後、法律第 2014-58 号により、一般権限条項は復活することとなった (法律第 2014-58 号第 1 条)³⁵⁾。

(3) 共同事業における支出の制限 (翻訳は省略)

課題である歳出の削減及び二重支出の解消のために、次のような制限が置かれた (2010 年法第 76 条)。県は、コミューン及びその連合体である EPCI、混成事務組合等が事業主である事業にのみ出資することができる。州は、県、コミューン及びその連合体が事業主である事業のうち、州の利益に関するものにのみ出資することができる。さらに、事業主である地方公共団体等は、他の地方公共団体等からの出資総額の 20% 以上にあたる額を支出しなければならないとされた。なお、法律第 2014-58 号による改正で、この割合は 30% に引き上げられた (法律第 2014-58 号第 3 条)。

おわりに

地方公共団体に関する改革は、政権交代を挟

³²⁾ コミューン事務組合及び混成事務組合は、県コミューン間協力計画に合致しない限り設置することができないと規定された (2010 年法第 44 条)。

³³⁾ 県における国の代表者 (représentant de l'Etat dans le département) は、“préfet” と呼ばれる。

³⁴⁾ 一般権限条項は、地方公共団体一般法典において、コミューンについては L. 第 2121-29 条で、県については L. 第 3211-1 条で、州については L. 第 4221-1 条で規定されている。

³⁵⁾ 一般権限条項の復活については、服部 前掲注(5)参照。

み、現在も進行中である。2010年法の一部は改正されたものの、制度の簡素化や大都市制度の整備などの大きな改革の目標は、政権交代後も変わっていないといえる。今後、2010年か

ら続く一連の制度改正がどのような結果をもたらすのか、注目される。

(はっとり ゆうき)

地方公共団体の改革に関する 2010 年 12 月 16 日の法律第 2010-1563 号(抄)

Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 服部 有希 訳
調査及び立法考査局フランス法研究会訳

【目次】

- 第 1 章 地方民主主義の実践における刷新
- 第 2 章 地域の多様性への組織機構の適応 (一部省略)
- 第 3 章 コミュニオン間協力の拡大及び簡素化 (省略)
- 第 4 章 地方公共団体の権限の明確化 (省略)
- 第 5 章 最終規定及び経過規定 (省略)

第 1 条⁽²⁾

地域議員は、選挙法典第 1 編第 3 章に規定する方式⁽³⁾に従い、小選挙区 2 回投票により選出する。地域議員は、6 年ごとに一齐に改選する。

第 2 条⁽⁴⁾

選挙法典 L. 第 210-1 条第 8 項中「10% 以上」を「12.5% 以上」に改める⁽⁵⁾。

第 1 章 地方民主主義の実践における刷新

第 1 節 地域議員⁽¹⁾

第 3 条⁽⁶⁾

本翻訳は、サルコジ政権に始まりオランド政権に移行した現在も進行している大規模な地方分権化改革の根幹となる「地方公共団体の改革に関する 2010 年 12 月 16 日の法律第 2010-1563 号」(以下「2010 年法」)のうち、特に重要である地域議員及びメトロポールに関する箇所を中心に訳出した。訳出した規定は、地方公共団体一般法典や選挙法典の規定の改正が中心である。解説で触れたとおり、ここに訳出した法典の規定は、2013 年以降、再改正が進められており、その主要な内容については脚注で説明することとした。2014 年 2 月現在までに改正された箇所の詳細については、フランス政府の法令データベース (legifrance) が提供する各法律のページにある改正箇所一覧を参照されたい。① 2010 年法による改正箇所及び各法典の現行規定へのリンクは、次を参照。Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales (Version en vigueur). <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=45BA9372E22F3D903FCD526727A17BBF.tpdjo07v_2?cidTexte=JORFTEXT000023239624&dateTexte=20140425>, ② 法律第 2013-403 号による改正箇所及び各法典の現行規定へのリンクは、次を参照。Loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral (Version en vigueur). <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=45BA9372E22F3D903FCD526727A17BBF.tpdjo07v_2?cidTexte=JORFTEXT000027414225&dateTexte=20140425>, ③ 法律第 2014-58 号による改正箇所及び各法典の現行規定へのリンクは、次を参照。Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles (Version en vigueur). <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=45BA9372E22F3D903FCD526727A17BBF.tpdjo07v_2?cidTexte=JORFTEXT000028526298&dateTexte=20140425>

なお、本翻訳の [] 内の語句は、訳者が補ったものである。

- (1) 第 1 節「地域議員」のうち、第 1 条から第 5 条までの規定及び当該規定により改正された各法典の規定は、2013 年に、法律第 2013-403 号により削除又は改正された。大山礼子『フランスの政治制度 (改訂版)』(制度のメカニズム 4) 東信堂, 2013, p.188.
- (2) 第 1 条は、法律第 2013-403 号により削除された。
- (3) 選挙法典第 1 編第 3 章は、県議会議員の選挙について定める。
- (4) 第 2 条で改正された選挙法典 L. 第 210-1 条は、その後、法律第 2013-403 号により再改正されている。
- (5) 選挙法典 L. 第 210-1 条は、県議会議員選挙の立候補の条件を規定する。ここで改正された第 8 項の数値は、第 2 回投票に進むために必要な第 1 回投票の得票数である。
- (6) 第 3 条は、法律第 2013-403 号により削除された。

選挙区⁽⁷⁾の画定は、選挙法典別表第1に従って定める国民議会議員選挙の選挙区を尊重する。人口3,500人未満のコミュン全体は、同一の選挙区に含まれる。

第4条⁽⁸⁾

選挙法典L.第221条第1項⁽⁹⁾中「この法典LO.第151-1条」の次に「又はその他全ての理由」を加える。

第5条⁽¹⁰⁾

地方公共団体一般法典を次のように改める。

1° L.第3121-1条⁽¹¹⁾の末尾に次の一項を加える。

「県議会は、地域議員で構成する。」

2° L.第4131-1条⁽¹²⁾の末尾に次の一項を加える。

「州議会は、当該州に属する県の県議会に議席を有する地域議員で構成する。」

第6条 (削除)⁽¹³⁾

第7条

地方公共団体一般法典を次のように改める。

1° L.第4131-2条中「議決」の次に「及び常任委員会の議決」を加える⁽¹⁴⁾。

2° L.第4133-4条第2項中「副議長」の次から同項末尾までを次のように改める。「及び常任委員会の委員数が州議会議員数の3分の1を超えない範囲内で、必要に応じて、1又は2以上のその他の議員」⁽¹⁵⁾

3° L.第4133-6条の次にL.第4133-6-1条として、次のように加える。

「L.第4133-6-1条 州議会は、改選から3か月以内に行う議決により、州議会の統制の下で常任委員会に実施を委任する権限のリストを定める。」

第2節 広域連合議会の選挙及び構成

第8条⁽¹⁶⁾

I. 地方公共団体一般法典を次のように改める。

1° L.第5211-6条を次のように改める。

(7) 原語の“canton”は、コミュニティより大きい行政区画を表し、「小郡」とも訳される。県は郡(arrondissement)に、郡は小郡に分けられるが、郡及び小郡に法人格はない。また、“canton”は、県議会議員選挙の選挙区も指すため、ここでは単に「選挙区」とした。

(8) 第4条で改正された選挙法典L.第221条は、その後、法律第2013-403号により再改正されている。

(9) 選挙法典L.第221条は、県議会議員の欠員補充に関する規定であり、改正後の規定は、欠員の理由にあらゆる理由を含めることとした。なお、同条は、法律第2013-403号による県議会議員選挙制度の改正の際に、全面改正されている。

(10) 第5条で改正された地方公共団体一般法典L.第3121-1条及びL.第4131-1条は、その後、法律第2013-403号により再改正されている。

(11) 県議会について規定する条文。

(12) 州議会について規定する条文。

(13) 2010年法の公布前に、2010年12月9日の憲法院判決第2010-618号により違憲とされ、削除された。削除された条文は「各県及び各州の地域議員の定数は、この法律の別表で定める」としていたが、別表に規定する選挙区定数が各県の人口に比して不均衡であったため違憲とされた。

(14) L.第4131-2条は、州の運営について、「州議会は、その議決及び常任委員会の議決により、[中略]州の統治に協力する」と規定する。

(15) L.第4133-4条第2項は、州の常任委員会について、州議会議長、4人以上15人以下の副議長「及び常任委員会の委員数が州議会議員数の3分の1を超えない範囲内で、必要に応じ、1又は2以上のその他の議員」で構成すると規定する。

(16) 第8条で改正された規定のうち、次のものは、その後、法律第2013-403号により再改正されている。選挙法典L.第231条、地方公共団体一般法典L.第5211-6条からL.第5211-7条まで及びL.第5214-9条。また、L.第5211-8条は、法律第2011-525条により改正されている。

〔L. 第 5211-6 条 メトロポール、大都市共同体、都市圏共同体及びコミューン共同体は、法律に定める条件に従い拘束名簿式投票によりコミューン議会が選出される全てのコミューンのコミューン議会選挙と同時に、直接普通選挙によって選出される所属コミューンの代表⁽¹⁷⁾で構成される議決機関⁽¹⁸⁾が運営する。その他のコミューン間協力公施設法人⁽¹⁹⁾は、L. 第 2122-7 条⁽²⁰⁾に定める条件に従い、所属コミューン議会が選出する代表で構成される議決機関により運営する⁽²¹⁾。〕

コミューン共同体及び都市圏共同体において、コミューンの代表が 1 人である場合には、当該コミューンは、正代表が欠席し、かつ、当該正代表が他の代表に〔職務を〕委任していないときに、議決機関の集会に投票権を持って参加することができる補欠代表を正代表と同一の方法により任命する。コミューン議会議員が拘束名簿式投票で選出される場合は、補欠代表は、正代表の性別と異なる性別に属するものとする⁽²²⁾。〕

2° L. 第 5211-7 条 I 及び I の 2⁽²³⁾を削除する。

3° L. 第 5211-8 条を次のように改める⁽²⁴⁾。

a) 第 1 項第 1 文の末尾の「代表を任命した」を「代表の属するコミューンの」に改める。

b) 第 3 項の末尾の「新議会により」を「L. 第 5211-6 条に従って」に改める。

c) 第 4 項の末尾に次のように加える。「コミューン事務組合については L. 第 2122-7 条に規定する方式により、及びその他のコミューン間協力公施設法人については法律に規定する方式により、」

d) 最終項を次のように改める。

「コミューン議会の選挙が無効となり、その結果、当該コミューンが所属するコミューン間協力公施設法人の議決機関に生じる欠員が定数の 20% を超える場合には、当該議決機関は、日常業務又は緊急の性質を有する事項の処理についてのみ議決することができる。当該議決機関は、当該公施設法人の予算を議決することも、決算を承認することもできない。」

4° L. 第 5212-7 条⁽²⁵⁾の末尾に次の 4 項を加える。

「地方公共団体の改革に関する 2010 年

(17) コミューン間協力公施設法人 (établissements publics de coopération intercommunale: EPCI) (以下「EPCI」)は、行政の非効率を補うために、コミューンが共同で行政を行う相互協力の枠組みである (解説第 I 章 1 参照)。所属コミューン (commune membre) は、EPCI に所属するコミューンを指し、所属コミューンの代表は EPCI の議会の議員を指す (解説第 II 章 1 (2) 参照)。

(18) 議会を指す。広域連合議会 (conseil communautaire) と呼ばれる場合もある。

(19) 前掲注(17)参照。

(20) コミューンの長 (コミューン議会の議長でもある) の選挙方法について規定する。同条によれば、コミューン議会議員の中から、コミューン議会議員による投票で過半数を獲得した者がコミューンの長となる。

(21) 法律第 2013-403 号により、代表の選出方法は、住民による直接選挙に改正された。解説第 II 章 1 (2) 参照。

(22) 法律第 2013-403 号により、補欠代表は、当該議会の議員の直接選挙において次点であった同性の候補者とすると改正された。

(23) EPCI の議決機関 (議会) の間接選挙に関する規定であったため削除された。

(24) L. 第 5211-8 条は EPCI の議会に関する雑則であり、この改正は、L. 第 5211-6 条の改正との整合性を確保するためのものである。

(25) L. 第 5212-7 条は、コミューン事務組合の議決機関である事務組合委員会 (comité du syndicat 又は comité syndical と) に関する規定である。

12月16日の法律第2010-1563号による改正前のL.第2113-1条以下の規定に基づく複数のコミューンの合併の場合において、1の準コミューン⁽²⁶⁾の人口が合併後のコミューンの人口の半数を超えるときは、当該準コミューンは、合併後のコミューンが事務組合委員会⁽²⁷⁾において2以上の議席を占める場合に限り、当然に、1人の代表により代表される。

準コミューンの議会が拘束名簿式投票により選出される場合には、当該準コミューンの名で「事務組合委員会に」議席を占める代表は、コミューン選挙に提出された名簿に基づき任命される。

その他の場合には、「事務組合委員会の」議席は、準コミューンの長が占める。

L.第2113-10条の適用により創設された全ての委任コミューン⁽²⁸⁾の長又は必要に応じ当該長が委任コミューンの議会において任命する代表は、事務組合委員会において、諮問的発言権を有し、当該委任コミューンを代表する。」

5° 第5部第2編第1章第4節第2款第1目⁽²⁹⁾の末尾にL.第5214-9条として、次のように加える。

「L.第5214-9条⁽³⁰⁾ 地方公共団体の改革に関する2010年12月16日の法律第

2010-1563号による改正前のL.第2113-1条以下の規定に基づく複数のコミューンの合併の場合において、1の準コミューンの人口が合併後のコミューンの人口の半数を超えるときは、当該準コミューンは、合併後のコミューンがコミューン共同体議会において2以上の議席を占める場合に限り、当然に、1人の代表により代表される。

準コミューンの議会が拘束名簿式投票により選出される場合には、当該準コミューンの名で「コミューン共同体議会に」議席を占める代表は、コミューン選挙に提出された名簿に基づき任命される。

その他の場合には、「コミューン共同体議会の」議席は、準コミューンの長が占める。

L.第2113-10条の適用により創設された全ての委任コミューンの長又は必要に応じ当該長が委任コミューンの議会において任命する代表は、コミューン共同体議会において、諮問的発言権を有し、当該委任コミューンを代表する。」

6° L.第5215-10条⁽³¹⁾を削除する。

II. 選挙法典L.第231条8⁽³²⁾の末尾に次のように加える。

(26) L.第2113-1条は、合併後の旧コミューンの取扱いに応じて、合併は、単純合併と準コミューン合併の2つの形態に分けられると規定する。準コミューン合併は、合併前のコミューンを準コミューン (commune associée) という形で残存並置させる方式である。準コミューンは、単純合併の場合には任意的である優遇措置 (選挙区等に関する措置) を当然の権利として受ける。自治体国際化協会編『フランスの地方自治』自治体国際化協会, 2009, p.38.

(27) 前掲注(25)参照。

(28) 委任コミューン (commune déléguée) は、コミューンの合併により消滅する各コミューンを前身とするもので、合併後の新しいコミューンの中に設置される。原則として、合併前の名称や境界を引き継ぐ。合併後のコミューンの議会は、委任コミューンを廃止することができる。

(29) コミューン共同体の議会に関する規定。

(30) この条は、法律第2013-403号により、削除された。

(31) 大都市共同体の議会の選挙に関する規定であり、直接選挙の導入に伴い廃止された。

(32) コミューン議会議員との兼職が禁止されている職が列挙されている規定であり、この改正により、禁止対象が追加された。

「課税自主権を有するコミューン間協力公
施設法人の長の官房長及び当該法人の部長」

第 9 条⁽³³⁾

I. この法律に定める条件に従い、課税自主権
を有するコミューン間協力公施設法人の議決
機関における定数の配分により人口及び地域
を基礎とする地域代表を確保する。

II. 地方公共団体一般法典を次のように改める。

1° L. 第 5211-6 条の次に L. 第 5211-6-1 条及
び L. 第 5211-6-2 条として、次のように加
える。

「L. 第 5211-6-1 条

I. L. 第 5212-7 条⁽³⁴⁾の規定にかかわらず、
[所属コミューンの] 代表の数及び配
分は次のいずれかの方法により定める。

— コミューン共同体及び都市圏共同
体については、その総人口の半数を
代表する関係コミューン議会の 3 分
の 2 以上の合意又は総人口の 3 分の
2 を代表する関係コミューン議会の
半数の合意による⁽³⁵⁾。配分にあたっ
ては、各コミューンの人口を考慮す
る。各コミューンは、少なくとも 1
の定数を有し、いずれのコミューン
も半数を超える定数を有することが

できない。[各コミューンの] 定数
の合計は、この条 II、III 及び IV の適
用により割り当てられる定数を 10%⁽³⁶⁾
の限度を超えて超過してはならな
い。

— この条 II 及び III に規定する方式に
よる。

II. メトロポール及び大都市共同体又は [I に
規定する] 合意が得られない場合におけるコ
ミューン共同体及び都市圏共同体の議決機関
の構成は、次に掲げる原則に基づき、III から
VII までにより規定する。

1° III に規定する表に基づく最大平均法⁽³⁷⁾を
用いる比例方式によるコミューン間協力公
施設法人の所属コミューンへの定数の割当
ては、主に人口を基礎とする代表を確保す
る [方式を用いる]。

2° コミューン間協力公施設法人の各所属
コミューンの定数の割当ては、全てのコ
ミューンの代表を確保する [方式を用いる]。

III. [コミューン間協力公施設法人の] 議決機
関は、次に掲げる表に基づき定める数の代表
により構成する。

この定数は、IV 2°、4° 若しくは 5° 又は IV⁽³⁸⁾
に規定する条件に従って変更することができ
る。

(33) 第 9 条で改正された規定のうち、次のものは、その後、法律第 2013-403 号及び法律第 2014-58 号により再改正されている。地方公共団体一般法典 L. 第 5211-5-1 条、L. 第 5211-6-1 条及び L. 第 5211-6-2 条、L. 第 5211-10 条、L. 第 5211-20-1 条、L. 第 5215-40-1 条、L. 第 5211-41-1 条、L. 第 5211-41-2 条、L. 第 5211-41-3 条及び L. 第 5216-10 条。

(34) コミューン事務組合の事務組合委員会に、各所属コミューンが 2 人の代表を選出するための規定。

(35) すなわち、関係コミューン議会の 3 分の 2 以上が合意し、かつ、合意するコミューン議会がある各コミューンの人口の合計がコミューン共同体及び都市圏共同体の総人口の半数以上である場合又は関係コミューン議会の半数以上が合意し、かつ、合意するコミューン議会がある各コミューンの人口の合計がコミューン共同体及び都市圏共同体の 3 分の 2 以上である場合を指す。

(36) 2012 年に、法律第 2012-1561 号第 1 条 (Loi n° 2012-1561 du 31 décembre 2012 relative à la représentation communale dans les communautés de communes et d'agglomération) により、25% に改められた。

(37) 比例代表制における議席配分の方法の 1 つ。「最高平均法」とも。具体的な配分方法は、伊藤信博・富田圭一郎「諸外国の選挙制度—類型・制度一覧・関連資料—」『調査と情報』298 号、1997.04 参照。

(38) 2012 年 12 月 31 日の法律第 2012-1561 号により、「ou au VI (又は VI)」は削除された (第 1 条 I -3°)。

| 課税自主権を有するコミューン 間協力公施設法人の地域の人口 | 定数 |
|----------------------------------|-----|
| 3,500 人未満 | 16 |
| 3,500 人以上 4,999 人以下 | 18 |
| 5,000 人以上 9,999 人以下 | 22 |
| 10,000 人以上 19,999 人以下 | 26 |
| 20,000 人以上 29,999 人以下 | 30 |
| 30,000 人以上 39,999 人以下 | 34 |
| 40,000 人以上 49,999 人以下 | 38 |
| 50,000 人以上 74,999 人以下 | 40 |
| 75,000 人以上 99,999 人以下 | 42 |
| 100,000 人以上 149,999 人以下 | 48 |
| 150,000 人以上 199,999 人以下 | 56 |
| 200,000 人以上 249,999 人以下 | 64 |
| 250,000 人以上 349,999 人以下 | 72 |
| 350,000 人以上 499,999 人以下 | 80 |
| 500,000 人以上 699,999 人以下 | 90 |
| 700,000 人以上 1,000,000 人以下 | 100 |
| 1,000,000 人超 | 130 |

IV. 定数は、次に掲げる方式に従って定める。

- 1° IIIの表により規定する定数は、近隣民主主義に関する 2002 年 2 月 27 日の法律第 2002-276 号第 156 条⁽³⁹⁾の施行のための直近のデクレにより認証されたコミューンの人口を基礎とする最大平均法を用いる比例方式により、コミューンの中で配分する。
- 2° この IV 1° に規定する方式では定数の配分を得られなかったコミューンには、IIIの表で定める定数を増加し、1 の定数を配分する。
- 3° この IV 1° 及び 2° に規定する方式の適用により、1 つのコミューンが半数を超える議席を獲得する場合には、次に掲げるとおりとする。

— 当該コミューンの代表の数が定数の半数（端数は切り捨てる）となるように、当該コミューンに定数を配分する。

— 前項の適用による定数の残余は、前記 2002 年 2 月 27 日の法律第 2002-276 号第 156 条の施行のための直近のデクレ⁽⁴⁰⁾により認証されたコミューンの人口を基礎として、最大平均法に従い、他のコミューンの中で配分する。

4° この IV 1° から 3° に規定する方式の適用により、1 つのコミューンに割り当てられる定数がそのコミューン議会議員の数を超える場合には、この IV 1° から 3° に規定する方式を改めて適用し、当該コミューンに配分される定数がそのコミューン議会議員の数を下回るように議決機関における総議席数を減らす。

5° 最後の 1 の定数の配分に際して、2 以上のコミューンの最大平均法の結果が等しくなった場合には、当該各コミューンに 1 の定数を配分する。

V. コミューン共同体及び都市圏共同体において、IV 2° に基づき配分された定数が III 第 2 項⁽⁴¹⁾に規定する定数の 30 パーセントを超える場合には、III 及び IV の規定の適用により算定された定数の 10 パーセントを、IV に規定する方式に従って各コミューンに配分する。この場合については、VI の規定を適用しない。

VI. 各コミューンは、III 及び IV の規定の適用により算定された定数の 10 パーセント以下の定数を新たに設け、配分することができる。この [定数の増加に関する] 決定は、各コミューンの人口の合計の半数以上を代表する

(39) 同法第 156 条第 6 項によると、国勢調査は、人口 1 万人未満のコミューンについては、5 年ごとに行われ、毎年、翌年の国勢調査の対象となるコミューンの一覧がデクレで定められる。

(40) デクレ (décret) は、政令に相当するもので、大統領又は首相が署名する行政的行為。

(41) III の定数に関する表を指す。

関係コミューン議会の 3 分の 2 以上の多数又は当該人口の合計の 3 分の 2 を代表するコミューン議会の半数以上によりなされる⁽⁴²⁾。

大都市共同体及びメトロポールについては、前項に規定する決定により、1 つのコミューンに対して議決機関の定数の半数を超えて定数を配分することができる。

Ⅶ. コミューン議会議員の総選挙の前年の 12 月 31 日の 6 月前までに、Ⅰ、Ⅳ及びⅥに規定する定数配分を実施する。Ⅳ及びⅥに規定する定数及びその配分に関する議決並びに前記 2002 年 2 月 27 日の法律第 2002-276 号第 156 条の施行のための直近のデクレにより認証されたコミューンの人口に鑑みて、コミューン間協力公施設法人の議決機関が算定する定数及び次のコミューン議会議員の総選挙の際に各所属コミューンに配分する定数は、コミューン議会議員の総選挙の前年の 9 月 30 日までに、各コミューンが同一の県に属する場合にあっては当該県における国の代表者⁽⁴³⁾のアレテ⁽⁴⁴⁾により、それ以外の場合にあっては関係各県における国の代表者の共同のアレテで定める。

L. 第 5211-5 条、L. 第 5211-41 条、L. 第 5211-41-1 条又は L. 第 5211-41-3 条⁽⁴⁵⁾の規定の適用によりコミューン間協力公施設法人を新たに設立する場合には、この条Ⅰ、Ⅳ及びⅥに規定する議決は、課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人の区域に関する議決と同時に進行。当該設立又は合併⁽⁴⁶⁾の文書には、コミューン間協力公施設法人の議決機関の定数及び各所属コミューンに割り当てる

定数を記載する。

L. 第 5211-6-2 条 L. 第 5211-6 条 及び L. 第 5211-6-1 条の規定にかかわらず、コミューン議会議員の総選挙と次の総選挙との間に、次に掲げる事態が生じた場合には、それぞれ次に定めるとおりとする。

1° 課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人が設立された場合又はコミューン間協力公施設法人の区域が 1 若しくは 2 以上のコミューンの統合若しくは所属コミューンの境界線の変更により拡大した場合には、L. 第 5211-6-1 条に規定する条件に従い、代表の数の決定及びその配分を実施する。

公施設法人の議決機関を構成し、又はその欠員を補充するために任命しなければならない代表は、本人が代表するコミューンの議会の議員から選出する。

拘束名簿式投票によりコミューン議会が選出されるコミューンにおいては、代表の選挙は、次に掲げる条件に従って行う。

- a) コミューンの代表の定数が 1 人である場合には、代表は、L. 第 2122-7 条⁽⁴⁷⁾に規定する条件に従って選出する。
- b) 前項に規定する以外の場合には、代表は、[候補者の] 氏名の追加及び削除並びに順位の変更ができない 1 回投票制の名簿式投票で選出する。各名簿の間の議席の配分は、最大平均法による比例方式により行う。

理由のいかんを問わず欠員が生じた場合には、[欠員が生じた] 名簿において最下

(42) 前掲注(35)参照。

(43) 国の出先機関の長。“*préfet*”とも呼ばれる。

(44) アレテ (*arrêté*) は、各省大臣及び行政機関の命令、処分及び規則の総称。

(45) ここに挙げられた条文のうち、L. 第 5211-5 条は EPCI の設立に関する一般規定であり、これ以外は全て EPCI の種類の変更、境界の変更及び合併に関する一般規定である。

(46) この項の第 1 文で挙げた規定のうち、L. 第 5211-41-3 条が EPCI の合併に関する規定である。

(47) 前掲注(20)参照。

位の当選者の次の順位の候補者を、その名簿から選ばれた〔欠員となった〕代表に代えて選任する。この規定が適用ができないときは、課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人の議決機関のコミューン代表全員の選挙を新たに実施する。

拘束名簿式投票によりコミューン議会が選出されないコミューンにおいては、代表は、L. 第 2122-7 条に規定する条件に従って選出する。

行政裁判所が、課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人の議決機関の〔議員の〕1 又は 2 以上の候補者がその被選挙権を有しないことを確認した場合には、被選挙権を有しない当選者に限りその当選を無効とする。この場合には、当該裁判所は、名簿の次の順位の候補者の当選を宣言する。

- 2° 課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人から 1 又は 2 以上の所属コミューンが脱退する場合には、定数の再配分は行わない。
- 3° 課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人の 2 以上の所属コミューンに代えて新コミューン⁽⁴⁸⁾を創設する場合には、新コミューンに、それらのコミューンが有していた定数の合計に等しい定数を割り当てる。この方式の適用により新コミューンが〔当該法人の議決機関の〕議員の定数の過半数を得る場合又は新コミューンがコ

ミューン議会の定数を超える定数を得る場合には、L. 第 5211-6-1 条 IV 3° 及び 4° の各規定の手続を適用する。

新コミューンの名で〔当該法人の議決機関に〕議席を占める代表は、この条 1° に規定する条件に従って選出する。」

2° L. 第 5211-5-1 条 d、e 及び f を削除する⁽⁴⁹⁾。

3° L. 第 5211-10 条第 1 項を次の 3 項に改める。
「コミューン間協力公施設法人の執行部は、議長、1 人又は 2 人以上の副議長及び、場合により、1 人又は 2 人以上のその他の構成員によって構成する。

副議長の数、議決機関の議員の定数の 20 パーセントを超えず、かつ、15 人を超えない範囲内で、議決機関が決定する。

前項の規定にかかわらず、前項に規定する基準を適用することにより副議長の数 4 人未満となる場合には、その数を 4 人とすることができる。」

4° L. 第 5211-20-1 条第 1 項の冒頭の「L. 第 5215-8 条の規定にかかわらず、」の語を削る⁽⁵⁰⁾。

5° L. 第 5211-41-1 条最終項において、第 1 文及び第 2 文を削り、第 3 文の冒頭の「それは」を「コミューン間協力公施設法人の変更は」に改める⁽⁵¹⁾。

6° L. 第 5211-41-2 条最終項を次の 2 項に改める。

「コミューン共同体又は都市圏共同体の議決機関の代表の定数及びその配分は、

(48) 新コミューン (commune nouvelle) は、コミューンの合併により新設されたコミューンを指す。2010 年法による合併制度の改正により、新コミューンと称されることとなった。

(49) EPCI の設立の定款に記載する事項を列挙する規定。d、e 及び f では、議席配分の方法、議席数及び議員の補欠に関する事項が挙げられていた。なお、この 2° から続く 10° までによる改正は、1° において L. 第 5211-6-1 条及び L. 第 5211-6-2 条が新設されたことに伴う調整である。

(50) 10° で L. 第 5215-8 条が削除されたことに伴う改正。なお、L. 第 5211-20-1 条は、EPCI の議会の議員の定数及び所属コミューンへの定数配分の変更を要請する方法について規定する。

(51) EPCI が組織変更をする場合において、新たにコミューンを併合するときの規定である。ここで削られた第 1 文及び第 2 文は、その際の定数配分の方法について規定していたが、改正により不要となった。第 3 文の改正は、第 1 文及び第 2 文が削られたことに伴う単純な調整である。

L. 第 5211-6-1 条に規定する条件に従って決定する。

[「コミューン事務組合が」⁵²コミューン共同体又は都市圏共同体に変更された後において、次のコミューン議会議員の総選挙までは、コミューンの代表は、L. 第 5211-6-2 条 1° に規定する条件に従って選出する。]

7° L. 第 5211-41-3 条Ⅳを次のように改める。

「Ⅳ. 新公施設法人⁵³の議決機関の代表の定数及びその配分は、L. 第 5211-6-1 条に規定する条件に従って決定する。

新公施設法人の創設後の次のコミューン議会議員の総選挙までは、コミューンの代表は、L. 第 5211-6-2 条 1° に規定する条件に従って選出する。」

8° L. 第 5215-40-1 条⁵⁴第 4 項第 1 文の末尾の「L. 第 5215-6 条及び L. 第 5215-7 条に基づく大都市共同体議会の定数の配分を新たに」を「L. 第 5211-6-2 条 1° に基づく大都市共同体を構成する各コミューンへの定数の配分を」に改める。

9° L. 第 5216-10 条⁵⁵第 4 項第 1 文の末尾の「L. 第 5216-3 条に基づく都市圏共同体議会

の定数の配分を新たに」を「L. 第 5211-6-2 条 1° に基づく都市圏共同体を構成する各コミューンへの定数の配分を」に改める。

10° L. 第 5214-7 条、L. 第 5215-6 条から L. 第 5215-8 条まで及び L. 第 5216-3 条を削除する。

第 2 章 地域の多様性への組織機構の適応

第 10 条⁵⁶

地方公共団体一般法典 L. 第 5211-5 条Ⅱを次のように改める⁵⁷。

1° 1° 中「又はコミューン共同体」を削る。

2° 2° を次のように改める。

「2° 課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人を創設する場合において、人口が最も多いコミューンの人口がコミューン間協力公施設法人の総人口の 4 分の 1 を超えるときは、当該コミューンの議会」

第 11 条⁵⁸

同法典 L. 第 5211-41-1 条第 2 項最終文の前の文を次のように改める⁵⁹。

「人口が最も多いコミューンの人口が当該[コミューン間協力公施設法人の] 総人口の 4 分の 1 を超えるときは、同意したコミューン議

(52) L. 第 5211-41-2 条は、コミューン事務組合がコミューン共同体又は都市圏共同体に形態を変更する場合に関する規定。

(53) L. 第 5211-41-3 条は EPCI の合併に関する規定であり、新公施設法人とは、合併後の EPCI のことである。

(54) 既存の大都市共同体に、新たにコミューンが参加する場合に関する規定。

(55) 既存の都市圏共同体に、新たにコミューンが参加する場合に関する規定。

(56) 第 10 条で改正された地方公共団体一般法典 L. 第 5211-5 条は、その後、再改正されている。

(57) L. 第 5211-5 条Ⅱは、EPCI の設立手続のうち、EPCI を構成する予定の各コミューンの一定数以上の同意が必要となる場合に関する規定である。すなわち、設立には、当該コミューン(議会)の 3 分の 2 以上の同意があり、かつ、同意するコミューンの人口の合計が設立予定の EPCI の総人口の半数以上である必要がある。さらに、課税自主権を有する EPCI の設立の場合において、この 2° にあるように、関係コミューンのうち最も人口の多いものの人口が設立後の EPCI の総人口の 4 分の 1 を超えるときには、必ず当該コミューン(議会)の同意が必要となる。この第 10 条による改正以前は、課税自主権を有する EPCI のうち、コミューン共同体については、この規定が適用されていなかった。

(58) 第 11 条で改正された地方公共団体一般法典 L. 第 5211-41-1 条は、その後、再改正されている。

(59) EPCI が組織変更する際に、組織変更前に参加していなかったコミューンが新たに EPCI に加わる場合の規定である。新しいコミューンの参加には、関係コミューン(議会)の 3 分の 2 以上の同意が必要であるが、さらに、この改正後の規定にあるとおり、人口が最も多いコミューンの人口が当該 EPCI の総人口の 4 分の 1 を超えるときは、当該コミューン(議会)の同意が必ず必要となる。

会のうちに、当該コミューンの議会を含まなければならぬ。」

第1節 メトロポール

第12条⁽⁶⁰⁾

地方公共団体一般法典第5部第2編第1章の末尾に第7節として、次のように加える。

「第7節 メトロポール

第1款 創設

L. 第5217-1条 メトロポールは、隣接する飛び地のない2以上のコミューンであって、競争力及び結束を高めるため、地域における経済、環境、教育、文化及び社会の整備並びに開発に関する計画を共に作成し、及び実施するために連帯する地域圏に参加するものを再編するコミューン間協力公施設法人である。その創設の日に総人口50万人を超えるコミューン間協力公施設法人及び大都市共同体に関する1966年12月31日の法律第66-1069号⁽⁶¹⁾第3条によって設立された大都市共同体⁽⁶²⁾は、メトロポールの地位を得ることができる。この条の規定は、イル・ド・フランス州については、適用しない⁽⁶³⁾。

第1項の規定にかかわらず、その区域が2000年1月1日前に創設された都市圏共同体であって、創設時にコミューン間の協力の強化及び簡素化に関する

1999年7月12日の法律第99-586号⁽⁶⁴⁾第52条の適用を受けたものを含むメトロポールの創設については、地域的連続性の条件を満たすことを要しない。

L. 第5217-2条 メトロポールの創設は、次項以下の規定に基づき、L. 第5211-5条（I 2°を除く。）、L. 第5211-41条、L. 第5211-41-1条（第1項第2文を除く。）又はL. 第5211-41-3条（I 2°を除く。）⁽⁶⁵⁾に規定する条件に従って行う。

メトロポールが本拠地を置く県における国の代表者は、関係コミューンが属する各県及び各州の議会に対して、創設計画に対する意見を求める通知を行う。当該議会は、当該通知から4か月の期間に意見を述べるものとする。当該期間に意見の議決をしない場合には、賛成意見の議決があったものとみなす。

メトロポールの創設は、関係コミューン議会のL. 第5211-5条IIに規定する多数⁽⁶⁶⁾の同意によりデクレで定めることができる。

L. 第5217-3条 メトロポールは、存続期間を無期限として創設する。

第2款 権限

L. 第5217-4条

I. メトロポールは、当然に、所属コミューンに代わって、次に掲げる事項に関する権限を行使する。

1° 経済、社会及び文化の発展並びに整

(60) 第12条で改正された地方公共団体一般法典L. 第5217-1条からL. 第5217-19条までは、その後、再改正されている。

(61) Loi n° 66-1069 du 31 décembre 1966 relative aux communautés urbaines.

(62) これに該当する大都市共同体は、ストラスブールである。

(63) イル・ド・フランス州 (Région Île-de-France) は、首都パリを中心とする州である。イル・ド・フランス州をメトロポールに関する規定の適用対象から除外したのは、首都としての特殊性を考慮したためである。大都市拠点圏に関する第20条IIの規定についても、同様の理由により、イル・ド・フランス州を適用対象から除外している。

(64) Loi n° 99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération intercommunale.

(65) 前掲注(45)参照。

(66) 前掲注(57)参照。

- | | |
|---|--|
| <p>備に関する事項</p> <p>a) 工業、商業、サービス業、手工業、観光業、港湾業又は航空業の活動地区⁽⁶⁷⁾の創設、整備及び運営</p> <p>b) 経済開発に関する活動</p> <p>c) メトロポールのための文化的、社会文化的、社会教育的及びスポーツに関する施設の建設、整備、保守及び運営</p> <p>2° メトロポール圏の整備に関する事項</p> <p>a) 広域統合計画⁽⁶⁸⁾及び地区計画、地域都市計画及び地域都市計画に代わる都市計画の文書、協議整備地域⁽⁶⁹⁾の創設及び実施、保留地⁽⁷⁰⁾の設定</p> <p>b) 交通法典 L. 第 3421-2 条に規定する場合を除く、同法典第 1 部第 2 編第 1 章第 4 節に規定する都市交通の編成、道路の敷設、整備及び保守、信号・標識、駐車場、都市交通計画</p> <p>c) 都市計画法典に規定する全体整備計画⁽⁷¹⁾の検討及び整備地区の決定</p> | <p>3° 住環境についての地域政策に関する事項</p> <p>a) 地域住環境整備計画⁽⁷²⁾</p> <p>b) 住宅政策、社会住宅⁽⁷³⁾に対する財政的支援、社会住宅のための施策、困窮者住宅のための施策</p> <p>c) 住宅密集地域の改善、非衛生的な住環境の改善及び解消</p> <p>4° 街区の政策に関する事項</p> <p>a) 都市開発、地域開発並びに経済的及び社会的参入に関する契約上の措置</p> <p>b) 犯罪の予防に関する地域の措置</p> <p>5° 公役務の運営に関する事項</p> <p>a) 下水処理施設及び水道</p> <p>b) 墓地及び納骨所の開設、拡張及び移転並びに火葬場の開設及び拡張</p> <p>c) と殺場、と殺市場及び国益市場⁽⁷⁴⁾</p> <p>d) この法典の第 1 部第 4 編第 2 章第 4 節に規定する条件における消防及び救助業務</p> |
|---|--|

(67) 活動地区 (zone d'activité) は、地方公共団体等による経済発展政策の一環として、企業誘致を目的として整備された地区を指す。ZoneDActivite.com : La référence des zones d'activités en France, Zone d'Activités, Glossaire. <<http://www.zonedactivite.com/dictionnaire/definition/215/Zone-d-Activites>> 以下、インターネット情報は、2014 年 2 月 28 日現在のものである。

(68) 広域統合計画 (schéma de cohérence territoriale: SCOT) は、複数のコミューンを包括する広域の地域整備及び持続可能な開発について定めるものである (都市計画法典 L. 第 121-1 条)。SCOT は、複数のコミューン又は EPCI により作成される (同法典 L. 第 122-3 条)。地区計画 (schéma de secteur) は、SCOT を補い、その詳細等を定めるものである (同法典 L. 第 122-1-14 条)。地域都市計画 (plan local d'urbanisme: PLU) は、SCOT の下位計画で、1 のコミューン又は EPCI が、当該コミューン又は EPCI の区域を対象とする (同法典 L. 第 123-1 条)。

(69) 協議整備地域 (zone d'aménagement concerté) は、地方公共団体又は EPCI が、民間又は公的な利用者の利用に供することを目的として、整備開発を行う地域 (都市計画法典 L. 第 311-1 条)。

(70) 保留地 (réserve foncière) は、地域整備のために、国、地方公共団体、EPCI 等が購入する土地である (都市計画法典 L. 第 221-1 条)。

(71) 全体整備計画 (programme d'aménagement d'ensemble) は、特定の整備対象地域における公共の設備、施設等の設置のための資金調達計画である (都市計画法典 L. 第 332-9 条)。この制度は、法律第 2010-1658 号により、2012 年に廃止された。

(72) 地域住環境整備計画 (programme local de l'habitat) は、EPCI が圏域内の住環境に関する政策を定めるものである (建設及び住居法典 L. 第 302-1 条)。

(73) 社会住宅 (logement social) は、低所得者向けの住宅、宿泊施設等である。

(74) 国益市場 (marchés d'intérêt national) とは、生産者と消費者の間の流通機構の簡素化のために、地方公共団体の公社等が管理する農産物や食料品の取引市場である (商法典 L. 第 761-1 条)。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.358。

6° 環境の保護及び開発並びに生活環境政策に関する事項

- a) 家庭ごみ及びそれに類するごみの回収、廃棄、再利用
- b) 大気汚染対策
- c) 騒音公害対策
- d) エネルギー需要の抑止活動に対する支援

この I に規定する権限の行使について、当該権限の行使がメトロポールの利益となる旨の承認を要する場合には、メトロポール議会の 3 分の 2 以上の多数で議決する。この議決は、権限の移譲を通知するデクレの発効の後、2 年以内に行うものとする。議決が行われない場合には、メトロポールは、移譲された権限の全てを行使する。

II.

- 1. メトロポールは、当然に、その区域の内部において、県に代わって、次に掲げる事項に関する権限を行使する。
 - a) 通学に必要な交通
 - b) 県道に指定されている道路並びにその付属物及び従物の管理。当該移譲は、県における国の代表者のアレテで定める。当該決定は、付随する地益権、諸権利及び義務のメトロポールへの移譲並びに移譲された道路のメトロポール道への指定を伴う。
 - c) 活動地区並びに地域及びその経済

活動の国外への広報に関する権限

- 2. メトロポールからの申請を受けた県と締結する協定により、メトロポールは、その区域内において、県に代わって、次に掲げる権限を行使する。

- a) 社会福祉の分野において、社会福祉・家族法典 L. 第 113-2 条⁽⁷⁵⁾、L. 第 121-1 条⁽⁷⁶⁾、L. 第 121-2 条⁽⁷⁷⁾及び L. 第 221-1 条⁽⁷⁸⁾に基づき当該地方公共団体 [県] に付与される権限の全部又は一部

- b) 中学校の建設、整備、保守及び運営に関する権限

これらに関して、当該メトロポールは、その所管する中学校において、生徒の指導及び監督に関する任務を除いて、生徒受入れ、給食、寄宿舎並びに一般的及び技術的保守を確保する。

- c) この II 1 c) にかかわらず、経済発展に関して当該地方公共団体が行使する権限の全部又は一部

- d) 観光法典第 1 編第 3 章第 2 節⁽⁷⁹⁾の適用により、観光に関して当該地方公共団体が行使する権限の全部又は一部

- e) 文化遺産法典 L. 第 410-2 条から L. 第 410-4 条まで⁽⁸⁰⁾の適用により文化に関して当該地方公共団体が行使する権限の全部又は一部

(75) 高齢者向けの社会福祉の決定及び実施に関する県の権限について規定する条文。

(76) 社会福祉政策の決定及び実施に関する県の権限について規定する条文。

(77) 失業等の社会問題を抱える地区の対策等に関する県の権限について規定する条文。

(78) 県の児童社会福祉を担当する機関の権限について規定する条文。

(79) 観光法典第 1 編第 3 章第 2 節は、州の定める方針に従い、県議会が県の観光整備計画を定め、県議会の代表者や観光に係る者等から成る県観光委員会が県の観光政策を推進することなどを規定している。

(80) 文化遺産法典 L. 第 410-2 条から L. 第 410-4 条は、美術館等について規定するものである。地方公共団体の美術館は、その地方公共団体が組織、経営し (L. 第 410-2 条)、コレクションの保存・活用のために国の財政支援を受けることができる (L. 第 410-3 条)。また、県又はコミューンの美術館は、県又はコミューンの請求に基づき、デクレにより民事上の法人格を得ることができる (L. 第 410-4 条)。

f) スポーツの実践のための設備及び施設の建設、利用及び保守に関して当該地方公共団体が行使する権限の全部又は一部

当該協定は、申請の受理から 18 か月以内に締結される。

当該協定は、移譲の範囲及び財政条件について定め、並びに所管の専門委員会⁽⁸¹⁾の意見を聴いた後で、県の関係部局の全部又は一部をメトロポールに移管するための条件について定める。当該協定は、その任務の遂行のためにメトロポールの所管に属することとなる部局又は部局の一部の一覧を確定し、及び最終的な移管の日を定める。当該部局又は部局の一部は、メトロポール議会の議長の指揮下に置かれる。

前項の規定にかかわらず、県が、部局の最適な編成の一環として、[メトロポールに] 移譲する権限に係る部局の一部を移管しないことを決定する場合には、この II に規定する 1 又は 2 以上の協定により、当該部局の全部又は一部をその権限を行使するためにメトロポールの所管に属するよう定めることができる。

III.

1. メトロポールは、当然に、その区域内において、州に代わって、地域及びその経済活動の国外への広報に関する権限を行使する。
2. メトロポールからの申請を受けた州と締結する協定により、メトロポール

は、その区域内において、州に代わって、次に掲げる権限を行使する。

a) 高等学校の建設、整備、保守及び運営に関する権限。これらに関して、当該メトロポールは、その所管する高等学校において、生徒の指導及び監督に関する任務を除いて、生徒受入れ、給食、寄宿舎並びに一般的及び技術的保守を確保する。

b) この III 1 にかかわらず、経済発展に関して当該地方公共団体 [州] が行使する権限の全部又は一部

当該協定は、申請の受理から 18 か月以内に締結される。

当該協定は、移譲の範囲及び財政条件について定め、並びに所管の専門委員会の意見を聴いた後で、州の関係部局の全部又は一部をメトロポールに移管するための条件について定める。当該協定は、その任務の遂行のためにメトロポールの所管に属することとなる部局又は部局の一部の一覧を確定し、及び最終的な移管の日を定める。当該部局又は部局の一部は、メトロポール議会の議長の指揮下に置かれる。

前項の規定にかかわらず、州が、部局の最適な編成の一環として、[メトロポールに] 移譲する権限に係る部局の一部を移管しないことを決定する場合には、この III に規定する 1 又は 2 以上の協定により、当該部局の全部又は一部をその権限を行使するためにメトロポールの所管に属するよう定めるこ

(81) 専門委員会 (comité technique) は、職員数 50 人以上の地方公共団体又は公施設法人に設置される。当該委員会は、労働組合側である職員の代表者及び管理側である地方公共団体又は公施設法人の代表者で構成され、役務の運営、職員に影響する行政機関の変化、雇用方針等の様々な問題について諮問を受ける (地方公務員身分規程を定める 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 条第 32 条及び第 33 条 (Loi n° 84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale))。

とができる。

IV. コンセユ・デタの議を経るデクレで一覽を定める地域整備、輸送及び環境に関する計画並びに計画文書で国、地方公共団体又はその公施設法人⁽⁸²⁾が所管するものがメトロポールの地域に影響又は効果を及ぼす場合には、メトロポールは、その作成、見直し及び変更に参加する。

V. 国は、主要な設備及び施設の所有権、整備、保守及び管理の移譲を要望するメトロポールにこれを移譲することができる。当該移譲は、無償で行われ、いかなる補償金、手数料、税金、給与又は謝金の支払も発生しない。

当該移譲は、デクレで許可する。国と受益者であるメトロポールの間で締結する協定は、移譲の方法について定める。

L. 第 5217-5 条 メトロポールは、当然に、包括する課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人に代位する。

メトロポールの区域に課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人の各所属コミューンの一部が含まれる場合には、当該コミューンは、当然に、当該公施設法人から脱退する。当該脱退により、当該公施設法人の区域は、縮小する。メトロポールは、その権限を行使するために、当然に、当該公施設法人に代位する。

メトロポールの当該コミューン間協力公施設法人への代位は、L. 第 5211-41 条第 2 項に規定する条件に従って行う⁽⁸³⁾。

L. 第 5217-6 条 メトロポールの地域にあり、L. 第 5217-4 条 I、II 1 及び III 1 に規定する義務的に移譲される権限の行使のために使用される動産又は不動産の性質を有する財物及び権利は、当然に、所属コミューン、県、州及び必要に応じ、L. 第 5217-5 条の規定の適用により区域が縮小するコミューン間協力公施設法人がメトロポールの用に供するものとする。相対で作成される調査により、当該財物及び権利の法的な構成及び地位を定める。

前項に規定する財物及び権利は、メトロポール議会を初めて招集した日から 1 年以内にメトロポールの財産として移譲される。L. 第 5217-5 条の規定の適用により廃止される課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人の財産に属する財物及び権利は、その完全な所有権とともにメトロポールに移譲される。L. 第 1321-1 条及び L. 第 1321-2 条⁽⁸⁴⁾の規定の適用により、コミューンが当該財物を当該公施設法人の使用に供している場合には、所有権の移転は、1 又は 2 以上の関係コミューンとメトロポールとの間で行われる。

協議による合意に至らなかった場合には、コンセユ・デタの議を経るデクレにより所有権の最終的な移転を行う。当該デクレは、地方公共団体を所管する大臣のアレテで構成が決定される委員会であって、この移譲に係るコミューンの長、メトロポール議会議長、県議会議長、州議会議長及び課税自主権を有するコミューン間協力

(82) 解説注(31)参照。

(83) L. 第 5211-41 条第 2 項の規定によれば、代位される EPCI の財物、権利及び義務は、メトロポールに移譲され、職員は全て、メトロポールに所属することとなる。

(84) L. 第 1321-1 条は、地方公共団体又は公施設法人等間の権限の移譲は、この権限の行使に必要な動産及び不動産の委任を当然に伴うと規定している。L. 第 1321-2 条は、譲渡者が委任される財物の所有者である場合には、当該財物の引渡は無償で行われ、譲受者は、所有者としての義務及び管理権限を有すると規定している。

公施設法人の議決機関の長を含む委員会の意見を聴いた後で定める。当該委員会は、その中から委員長を選出する。

当該移譲は、無償で行われ、いかなる補償金、手数料、税金、給与又は謝金の支払も発生しない。

当該メトロポールは、当然に、L. 第 5217-4 条 I、II 1 及び III 1 に規定する義務的に移譲される権限の行使のために、この条の第 1 項の適用により用に供され、及び第 2 項から第 5 項までの適用によりメトロポールに移譲される財物に付随する権利及び義務の全体について、並びにメトロポールの地域におけるそれらの権限の行使のために、所属コミューン、県、州、L. 第 5217-5 条の適用により廃止されるコミューン間協力公施設法人及び必要に応じ L. 第 5217-5 条の適用により区域が縮小するコミューン間協力公施設法人が行ったあらゆる議決及び行為について、それらに代位する。

契約は、当事者間に別段の取決めがない限り、その [契約の] 期日まで、従前の条件に従い履行される。共同契約者は、[当該公施設] 法人が代位された旨をメトロポール議会から通知される。履行中の契約に関する [当該公施設] 法人が代位されたことにより、当該共同契約者にいかなる解約又は補償の権利も発生させない。

L. 第 5217-7 条

I. L. 第 5217-4 条 II 1 に規定する県の義務的権限のメトロポールへの移譲に伴い、その権限の実施を担当する県の部局又は部局の一部は、次に規定する方法に従って、所管の専門委員会の意見を聴いた後で、メトロポールに移譲される。

メトロポールの創設から 6 か月以内に、県議会議長とメトロポール議会議長との

間で締結される 1 又は 2 以上の協定は、所管の専門委員会との協議を経た上で、[今後の] 任務の遂行のための移管を予定してメトロポールの所管に属することとする部局又は部局の一部の一覧を確定する。当該 1 又は 2 以上の協定は、当該各部局又は部局の一部の最終的な移管の日及び方法を定める。これらの部局又は部局の一部は、メトロポール議会議長の指揮下に置かれる。

前項の規定にかかわらず、県が、部局の最適な編成の一環として、[メトロポールに] 移譲する権限に係る部局の一部を移管しないことを決定する場合には、この I に規定する 1 又は 2 以上の協定により、当該部局の全部又は一部を、その権限の行使のためにメトロポールの所管に属するよう定めることができる。

第 2 項に規定する期間に協定の締結が行われなかった場合には、メトロポールが本拠地を置く県における国の代表者は、1 か月以内に、県議会議長及びメトロポール議会議長に協定案を提出する。県議会議長及びメトロポール議会議長は、1 か月以内に、提出された協定案に署名する。国の代表者により提出された案への署名が行われなかった場合には、当該協定は、地方公共団体を所管する大臣のアレテで定める。

II. L. 第 5217-4 条 III 1 に規定する州の義務的権限のメトロポールへの移譲に伴い、その権限の実施を担当する州の部局又は部局の一部は、次に規定する方法に従って、所管の専門委員会の意見を聴いた後で、メトロポールに移譲される。

メトロポールの創設から 6 か月以内に、州議会議長とメトロポール議会議長との間で締結される 1 又は 2 以上の協定は、

所管の専門委員会との協議を経た上で、[今後の] 任務の遂行のための移管を予定してメトロポールの所管に属することとする部局又は部局の一部の一覧を確定する。当該1又は2以上の協定は、当該各部局又は部局の一部の最終的な移管の方法及び期日を定める。これらの部局又は部局の一部は、メトロポール議会議長の指揮下に置かれる。

前項に規定する期間に協定の締結が行われなかった場合には、メトロポールが本拠地を置く県における国の代表者は、1か月以内に、州議会議長及びメトロポール議会議長に協定案を提出する。州議会議長及びメトロポール議会議長は、1か月以内に、提出された協定案に署名する。国の代表者により提出された案への署名が行われなかった場合、当該協定は、地方公共団体を所管する大臣のアレテで定める。

Ⅲ. 県、州及びそれらの公施設法人の正規職員及び非正規職員⁽⁸⁵⁾でこの条Ⅰ及びⅡ並びにL. 第5217-4条Ⅱ2及びⅢ2に規定する協定又はアレテの適用によりメトロポールの所管に属することとなる部局又は部局の一部に配属されるものは、当然に、個別に、メトロポールの費用負担により、メトロポール議会議長の所管に属することとされ、職務を行うために、その指揮下に置かれる。

Ⅳ. メトロポールに移管される部局又は部局の一部において職務を行っている県及び州の公法上の非正規職員は、部局又は部局の一部の最終的な移管が発効する日に、メトロポールの非正規職員になり、当該部局又は部局の一部において職務を行っている地方の正規職員は、当然に、メトロポールに配属される。

当該職員は、適用されていた手当制度の利益及び地方公務員身分規程を定める1984年1月26日の法律第84-53号第111条第3項の規定の適用により個別に得ていた特権⁽⁸⁶⁾を保持する。非正規職員は、個別に、契約条項の利益を保持する。県又は州の非正規職員の資格で行われていた業務は、メトロポールにおいても同様に行う。

Ⅴ. 地方の自由及び責任に関する2004年8月13日の法律第2004-809号第109条Ⅲ⁽⁸⁷⁾の適用により、県又は州に出向し、県又は州の部局又は部局の一部に配属されていた国の正規職員は、メトロポールへの当該部局又は部局の一部の移管の日、出向前の職員群⁽⁸⁸⁾に復帰し、メトロポールへの無期限の出向者の地位に置かれる。

Ⅵ. L. 第5217-6条第6項の規定にかかわらず、県及び州から移管される部局に関する負担は、L. 第5217-15条からL. 第5217-19条に規定する条件に従って評価

(85) フランスの公務員は、正規職員 (fonctionnaire) と非正規職員 (agent public non titulaire) とに分類される。

(86) 法律第84-53号第88条により、地方公務員の手当に関する制度は、国家公務員の制度と同等のものでなければならぬとされているが、同法第111条第3項により、例外として、同法の施行前からある手当はそのまま維持される。

(87) 国から地方公共団体又はEPCIへ部局を移管する際の、当該部局に所属する公務員の身分等の取扱いについて規定する。

(88) 職員群は、国家公務員の人事管理の基本単位である。フランスの国家公務員は900にのぼる職員群ごとに行われる競争試験を通じて採用され、その職員群の中で昇進しキャリアを積み重ねていく。村松岐夫編著『公務員制度改革』学陽書房, 2008, pp.220-221.

する。

Ⅶ. 車両事業所の県への移管及び現業技術員⁸⁹⁾の地位向上に関する 2009 年 10 月 26 日の法律第 2009-1291 号⁹⁰⁾第 10 条⁹¹⁾の適用により期間の制限なく県議会議長の所管の下に置かれていた現業技術員は、県道に指定されている道路の管理に係る権限を行使する部局又は部局の一部をメトロポールに移管する日に、無期限にメトロポール議会議長の所管に属することとなる。

2009 年 10 月 26 日の法律第 2009-1291 号第 7 条⁹²⁾の規定の適用により県議会議長の所管に属することとなり、又は同法第 8 条⁹³⁾の規定の適用により無期限に県議会に出向していた正規職員は、前項に規定する日に、それぞれメトロポール議会議長の所管に属することとなり、又は無期限の出向者の地位に置かれる。

Ⅷ. この条並びに L. 第 5217-4 条Ⅱ 2 及びⅢ 2 に規定する部局又は部局の一部の移管から 3 年間は、これらの規定の適用によりメトロポールに移管される職員に代えて、正規職員であると非正規職員であ

るとを問わず、常勤であると短時間勤務であるとを問わず、いかなる恒久的な地方の職も設けることはできない。新たな職の設置は、現行の部局における需要の増大又は新たな部局の設置によるものでなければならない。

第 3 款 適用される法制度

L. 第 5217-8 条 メトロポール議会は、メトロポール議会議長が主宰する。メトロポール議会は、メトロポール議会議員で構成する。

L. 第 5215-16 条から L. 第 5215-18 条まで、L. 第 5215-21 条、L. 第 5215-22 条、L. 第 5215-26 条から L. 第 5215-29 条まで、L. 第 5215-40 条及び L. 第 5215-42 条の規定⁹⁴⁾は、メトロポールに適用することができる。

L. 第 5215-40 条の規定の適用について、メトロポールの区域の拡大は、デクレで定める。

第 4 款 財務規定

第 1 目 予算及び会計

L. 第 5217-9 条 L. 第 1611-1 条から L. 第 1611-5 条⁹⁵⁾までの規定は、メトロポール

(89) 車両事業所 (parc de l'équipement) は各県に 1 つ設置され、国道及び県道に共通の道路管理事業を行うために、特別車両や舗装用資材等を管理している。現業技術員 (ouvrier des parcs et ateliers) は、そこに勤務する職員で、特殊な身分を持つ。山崎榮一「フランスにおける地方自治体への権限移譲、財源補償、組織・職員の移管及び国の出先機関の再編（下）国道の県への移管を事例に」『地方自治』773 号, 2012.4, pp.13-14.

(90) Loi n° 2009-1291 du 26 octobre 2009 relative au transfert aux départements des parcs de l'équipement et à l'évolution de la situation des ouvriers des parcs et ateliers.

(91) 現業技術員が所属する車両事業所の国から地方公共団体への移管に関する規定。

(92) 車両事業所の移管の日に、当該車両事業所に配属されている国の正規職員は、地方議会の議長の所管に属することとなるとする規定。

(93) 車両事業所の移管の日から 2 年以内は、当該車両事業所で職務を行う国の正規職員は、地方の正規職員となるか、国の正規職員の地位を維持するかを選択することができるなどとする規定。

(94) ここに列挙された条文は全て、大都市共同体に関する規定である。L. 第 5215-16 条から L. 第 5215-18 条までは、議員の手当等に関する規定、L. 第 5215-21 条及び L. 第 5215-22 条は、コミューン事務組合及び混成事務組合からの権限移譲に関する規定、L. 第 5215-26 条から L. 第 5215-29 条までは、施設等の設置に関するコミューンとの財政協力やコミューンからの財産の移転等に関する規定、L. 第 5215-40 条及び L. 第 5215-42 条は、境界線の変更、別の種類の EPCI への組織変更、解散等に関する規定。

(95) 地方公共団体の財政及び会計に関する一般規定。

に適用することができる。

L. 第 5217-10 条 この章の規定に反しない限り、メトロポールは、第 2 部第 3 編⁽⁹⁶⁾の規定に従う。

L. 第 5217-11 条 メトロポールの創設以前に、コミューン又はコミューン間協力公施設法人が行使していた権限については第 2 部第 3 編第 2 章⁽⁹⁷⁾の規定を、県が行使していた権限については第 3 部第 3 編第 2 章⁽⁹⁸⁾の規定を、州が行使していた権限については第 4 部第 3 編第 2 章⁽⁹⁹⁾の規定を、当該各地方公共団体に固有の規定を除き、メトロポールに適用することができる。

第 2 目 収入

L. 第 5217-12 条 L. 第 5215-32 条から L. 第 5215-35 条⁽¹⁰⁰⁾までの規定は、メトロポールに適用することができる。

L. 第 5217-13 条

I. メトロポールは、その創設の翌年の 1 月 1 日から、次に掲げる 2 つの交付金の合計額と同額の経常総合交付金⁽¹⁰¹⁾を受ける。

1° [創設の翌年の 1 月 1 日から始まる] 初年度については、L. 第 5211-30 条 I 第 1 項から第 3 項までに規定するコミューン間広域交付金⁽¹⁰²⁾で、大都市共同体に属する地域に居住する住民 1 人当たりの平均交付金に基づき算定するもの

メトロポールが L. 第 5211-41 条、L. 第 5211-41-1 条及び L. 第 5211-41-3 条⁽¹⁰³⁾に規定する条件に従って創設される場合には、メトロポールは、メトロポールの創設以前の課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人が [メトロポールの創設の] 前年に受領したコミューン間広域交付金の総額を L. 第 2334-7 条に規定する定額交付金⁽¹⁰⁴⁾の伸び率を限度として地方財政委員会⁽¹⁰⁵⁾が定める割合に従って改定した額と、L. 第 5211-30 条 I 第 1 項から第 3 項までに規定する条件に従ってメトロポールについて算定するコミューン間広域交付金の額との差額の保証を受ける。

(96) コミューンの財政に関する規定。

(97) コミューンの歳出に関する規定。

(98) 県の歳出に関する規定。

(99) 州の歳出に関する規定。

(100) 大都市共同体の財務に関する規定。

(101) 経常総合交付金 (dotation globale de fonctionnement: DGF) は、地方公共団体やコミューン間協力公施設法人に対して国から支出される交付金の 1 つ。EPCI が受ける DGF は、コミューン間広域交付金 (dotation d'intercommunalité) と補償交付金 (dotation de compensation) の 2 つから成る。Collectivites-locales.gouv.fr: Le portail de l'Etat au service des collectivités, *Dotation globale de fonctionnement (DGF) des établissements publics de coopération intercommunale (EPCI) à fiscalité propre*. <<http://www.collectivites-locales.gouv.fr/dotation-globale-fonctionnement-dgf-des-etablissements-publics-cooperation-intercommunale-epci-a-fis>>

(102) コミューン間広域交付金 (前掲注⁽¹⁰¹⁾参照) の金額は、地方財政委員会 (comité des finances locales) が決定した住民 1 人あたりの金額に基づき算定される。なお、地方財政委員会は、国会議員、地方議会議員及び国の行政機関の代表者で構成され、DGF の配分を管理する (地方公共団体一般法典 L. 第 1211-1 条から L. 第 1211-5 条まで)。

(103) 前掲注⁽⁴⁵⁾参照。

(104) 定額交付金 (dotation forfaitaire) は、コミューン、県及び州に対する DGF を構成する交付金の 1 つ。Collectivites-locales.gouv.fr: Le portail de l'Etat au service des collectivités, *La dotation globale de fonctionnement (DGF)*. <<http://www.collectivites-locales.gouv.fr/dotation-globale-fonctionnement-dgf>>

(105) 前掲注⁽¹⁰²⁾参照。

メトロポールが L. 第 5211-5 条⁽¹⁰⁶⁾の規定に従って創設される場合には、コミューン間広域交付金は、メトロポールの総人口に大都市共同体に属する地域に居住する住民 1 人当たりの平均交付金額を乗じて得た額とする。

[創設の翌々年の 1 月 1 日から始まる] 2 年度目以降については、メトロポールに支払うべき [コミューン間広域交付金の算定の基準となる] 住民 1 人当たりの配分額の合計額は、L. 第 2334-7 条に規定する定額交付金の伸び率を限度として地方財政委員会が定める率に従って、毎年変動する。

2° 補償交付金は、次に掲げるものの合計額と同額とする。

a) L. 第 5211-28-1 条⁽¹⁰⁷⁾第 1 項に基づきメトロポール創設の前年に支払われていたコミューン間協力公設法人に限り交付される補償交付金であって、L. 第 2334-7 条 3° に規定する率⁽¹⁰⁸⁾に従って毎年改定するもの

b) メトロポールの区域内のコミューンに対して 1999 年予算法

(1998 年 12 月 3 日第 98-1266 号)⁽¹⁰⁹⁾第 44 条 DI の規定の適用により支払われる事前の補償⁽¹¹⁰⁾に相当する定額交付金であって、L. 第 2334-7 条 3° に規定する率に従って毎年改定するもの

メトロポールの区域内の 1 若しくは 2 以上のコミューン又は 1 若しくは 2 以上のコミューン間協力公設法人が、2010 年予算のための 2009 年 12 月 30 日の法律第 2009-1673 号⁽¹¹¹⁾第 77 条 1.2.4.2 の規定の適用により税制上の減額措置⁽¹¹²⁾を受けていた場合には、メトロポールに支払われる補償交付金についても、この減額分を差し引くものとする。コミューン又はコミューン間協力公設法人が脱退する場合には、必要に応じ同条 1.2.4.2 の規定の適用により当該メトロポールが受けている当該減額分に応じて、メトロポールの補償交付金を増額する。

メトロポールの区域が変更された場合には、当該メトロポールに帰属する補償交付金は、1999 年予算法第 44 条 DI に規定する補償の計算

⁽¹⁰⁶⁾ 前掲注(45)参照。

⁽¹⁰⁷⁾ 課税自主権を有する EPCI に対する補償交付金に関する規定。

⁽¹⁰⁸⁾ DGF の増加率の 50% を上限として、地方財政委員会が決定する率。ただし、2011 年予算法第 177 条 (Loi n° 2010-1657 du 29 décembre 2010 de finances pour 2011) により、2011 年分以降、改定は凍結された。Association des Maires de France, *La DGF intercommunale 2013 Dotation de compensation et Dotation d'intercommunalité*, Juin 2013, p.4. <http://www.amf53.asso.fr/amf53/images/DOC_PDF/Info_Breves/IB_115/amf_12209_note_dgf.pdf>

⁽¹⁰⁹⁾ Loi n° 98-1266 du 30 décembre 1998 de finances pour 1999.

⁽¹¹⁰⁾ 事業主に課される地方税の一種である職業税の課税標準のうち、支払給与額部分が 1999 年予算法により廃止された。これによる地方税の減収は、国が補償することとした (同法第 44 条 DI)。松浦茂「フランスにおける地方の財政自主権と経済危機下の地方税財政改革—職業税の廃止と地域経済税の創設をめぐって—」『レファレンス』62 (12), 2012.12, p.60.

⁽¹¹¹⁾ Loi n° 2009-1673 du 30 décembre 2009 de finances pour 2010.

⁽¹¹²⁾ 2011 年以降の補償交付金及び第 44 条 D により支払われる交付金は、2010 年に国が徴収した小売店舗税 (taxe sur les surfaces commerciales: TASCOM、一定以上の面積の商業施設に係る税) の額と同額が減額される。これは、TASCOM が 2011 年 1 月 1 日からコミューン又は EPCI の所管となったためである。Association des Maires de France, *op.cit.* ⁽¹⁰⁸⁾, p.3.

の際に考慮することにより、当該メトロポールに統合され、又はメトロポールから分離されたコミューンの職業税の基本額に応じて増額し、又は減額するものとする。

II. この条 I 1°の規定の適用において、算定に用いる人口は、L. 第 2334-2 条に規定する人口⁽¹¹³⁾とする。

第 3 目 州又は県とメトロポールとの間における負担及び財源の移譲

L. 第 5217-14 条 L. 第 5217-4 条に従って州又は県とメトロポールとの間で行われる権限の移譲により生じる負担の純増分は、全て当該権限の通常の行使に必要な財源のメトロポールへの移譲を伴うものとする。当該財源[により保証される額]は、移譲の日において、移譲する権限に基づいて州又は県が執行していた支出と等しいものとする。当該財源は、移譲する負担の完全な補償とする。

L. 第 5217-15 条 当該権限の移譲に先立ち、移譲する権限の行使に対応する負担を評価する。

移譲する負担及び財源の評価のための地方委員会は、メトロポールの代表及び当該メトロポールにその権限の一部を移譲する地方公共団体の代表のそれぞれ同数で構成する。

州が移譲する権限に対応する負担を評価する場合には、当該委員会は、メトロポール議会の代表 4 人及び当該州議会の代表 4 人で構成する。県が移譲する権限に対応する負担を評価する場合には、当該委員会は、メトロポール議会の代表 4 人及び当該県議会の代表 4 人で構成する。

いずれの場合においても、委員会は、当該地区を管轄する州会計検査院の院長が主宰する。院長の欠席又は院長に不都合があるときには、院長が予め指名する同検査院所属の司法官が代理を務める。

L. 第 5217-16 条 移譲する負担及び財源の評価のための地方委員会は、移譲する権限に対応する負担の補償の方式について、諮問を受ける。

委員会の議決は、招集された委員の過半数が出席しなければ、その効力を有しない。出席委員が過半数に達しない場合には、改めて委員に対し招集を行うものとする。改めて委員を招集した場合には、委員会は、出席委員の数にかかわらず議決を行うことができる。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

L. 第 5217-17 条 委員会は、その任務を遂行するため、専門家に助言を求めることができる。当該委員会は、遅くともメトロポール創設の翌年中に結論を出すものとする。

負担の増加及び減少の結果としての支出の総額は、県における国の代表のアレテにより、移譲する権限ごと及び地方公共団体ごとに確認するものとする。

L. 第 5217-18 条 移譲する負担は、メトロポール創設の前年に州又は県が移譲する権限の行使に充てた支出に対応するものでなければならない。当該負担が減少した場合の減少分又は財源の移譲により生じる財源の増加分の総額は、当該負担から減ずることができる。

州又は県の支出で、それぞれの権限の

(113) DGF の算定には、国勢調査に基づく人口が用いられる。ただし、人口は、別荘 1 棟につき 1 人加算され、さらに、キャンピングトレーラー等で移動しながら生活する移動生活者 (gens du voyage) のための駐車場 (place de caravane) 1 か所につき 1 人加算される。

移譲前に決算書に記載されたものの参照期間及び評価方法は、L. 第 5217-15 条に規定する委員会の委員の 3 分の 2 以上の多数で決する。

〔移譲する負担及び財源の評価のための〕委員会の委員の合意が得られない場合には、移譲する投資に係る負担に対する補償を受ける権利は、公共料金、ヨーロッパ基金⁽¹¹⁴⁾及び寄付⁽¹¹⁵⁾を除く、現在価値化⁽¹¹⁶⁾した支出額であって、県又は州の決算書に記載され、及び移譲の日の前 10 年間に確認されたものの平均に等しいものとする。ただし、道路に関しては、補償を受ける権利の決定において考慮する期間は、5 年とする。補償を受ける権利の決定において考慮する支出額は、行政府の総資本形成⁽¹¹⁷⁾に関する物価指数に応じて、移譲の日において確認されたものとして現在価値化する。

委員会の委員の合意が得られない場合には、移譲された経常費の負担に係る補償を受ける権利は、県又は州の決算書に記載され、及び権限移譲の前 3 年間に確認された現在価値化した支出額の平均に等しいものとする。補償を受ける権利の決定において考慮する支出額は、たばこを除く消費者物価指数に応じて、移譲の

日に確認されたものとして現在価値化する。

L. 第 5217-19 条

I. L. 第 5217-14 条に規定する州から〔メトロポールに〕移譲された負担であって、その額が L. 第 5217-17 条及び L. 第 5217-18 条に規定する条件に従って決定されるものは、毎年、州がメトロポールに支払う移譲された負担に関する補償交付金により補償される。

この移譲された負担の補償交付金は、L. 第 4321-1 条にいう義務的支出⁽¹¹⁸⁾を構成する。当該補償交付金は、経常総合交付金と同様に、初年度より毎年変動する。

II. L. 第 5217-14 条に規定する県から〔メトロポールに〕移譲された負担であって、その額が L. 第 5217-17 条及び L. 第 5217-18 条に規定する条件に従って決定されるものは、毎年、県がメトロポールに支払う移譲された負担に関する補償交付金により補償される。

この移譲された負担に関する補償交付金は、L. 第 3321-1 条にいう義務的支出⁽¹¹⁹⁾を構成する。当該補償交付金は、経常総合交付金と同様に、初年度より毎年変動する。』

(114) 地域開発のための EU の基金。EU 構造基金とも。

(115) 寄付 (fonds de concours) は、自然人又は法人により国の予算に払い込まれ、公益支出の補足的財源となる非租税的性質の金銭及び国に帰属する贈与について予算法が用いる名称。中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』三省堂、2012。（原書名：Raymond Guillien et al., *Lexique des termes juridiques*, 2007), p.204.

(116) 現在価値とは、発生の時期を異にする貨幣価値を比較可能にするために、一定の割引率（現在価値化の際に用いる利率）を用いて現在の価値に換算された将来の価値。伊東光晴編『岩波現代経済学事典』岩波書店、2004, p.687.

(117) 民間企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないもの。「用語解説」『統計情報・調査結果』内閣府ウェブサイト〈http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference4/yougo_top.html〉

(118) ここで義務的支出とは、州が負担すべき支出で、州議会運営費、州庁舎維持費、州議会議員への手当、州の公務員の給与などがある。

(119) ここで義務的支出とは、県が負担すべき支出で、県議会運営費、県庁舎維持費、県議会議員への手当、県の公務員の給与などがある。

第13条⁽¹²⁰⁾

地方公共団体一般法典 L. 第 1615-6 条⁽¹²¹⁾ II を次のように改める。

- 1° 第1項中「及び第6項」を「、第6項、第9項、第10項及び第11項」に改める。
- 2° 末尾に次の三項を加える。

「都市圏共同体に代位するメトロポールについては、[付加価値税補償基金⁽¹²²⁾の決定において] 考慮する実際の投資支出は、当年度の支出とする。

前項に規定するメトロポール以外のメトロポールであって、この [L. 第 1615-6 条] II 第3項又は第6項の適用を受ける大都市共同体に代位するものについては、[付加価値税補償基金の決定において] 考慮する実際の投資支出は、前年度の支出とする。

L. 第 5211-28-2 条に規定する制度⁽¹²³⁾の適用を受けるコミューン間協力公施設法人の所属コミューンについては、[付加価値税補償基金の決定において] 考慮する実際の投資支出は、前年度の支出とする。この制度の適用の初年度は、この II 第3項又は第6項の適用を受けない所属コミューンについては、前々年度の実際の適法な投資支出が、付加価値税補償基金の割当の計算にお

ける前年度の実際の投資支出に加算される。」

第14条

租税一般法典第 1518 条 III の末尾に次の一項を加える。

「第1項に規定する職業税に関する諸規定は、2010 年度から、企業不動産税⁽¹²⁴⁾の課税について適用することができる。」

(第15条 略)

第16条

地方公共団体一般法典 L. 第 5217-1 条の規定にかかわらず、この法律の公布の日から1年間は、1つの課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人に全ての所属コミューンが含まれていることを条件として、飛び地又は隣接しない区域を有するメトロポールを創設することができる。

(第17条 略)

第18条⁽¹²⁵⁾

地方公共団体一般法典 L. 第 5215-1 条第1項⁽¹²⁶⁾中「人口 50 万人を超える」を「人口 45

(120) 第13条で改正された L. 第 1615-6 条は、その後、再改正されている。

(121) L. 第 1615-5 条を含む第5節 (L. 第 1615-1 条から L. 第 1615-13 条まで) は、付加価値税補償基金 (Fond de compensation pour la taxe sur la valeur ajoutée) に関する規定である。同基金は、1975 年に設立され、地方公共団体がその投資支出について付加価値税を負担した場合に、当該付加価値税を還付するためのものである。栗原毅『財政的自立を模索する地方財政—フランス地方財政の現状—』(PRI Discussion Paper Series, No.05A-07), 財務省財務総合政策研究所研究部, 2005, p.32. <http://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron115.pdf>

(122) 前掲注(121)参照。

(123) EPCI は、EPCI の議会及び全所属コミューンの議会の合意により、所属コミューンに代わり、DGF を受けることができるという制度である。

(124) 企業不動産税 (cotisation foncière des entreprises: CFE) は、2010 年に廃止された職業税に代わって創設された地域経済税 (contribution économique territoriale: CET) を構成する税の1つ。CET は、CFE のほかに、企業付加価値税 (cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises: CVAE) で構成される。CET については、松浦 前掲注(121)参照。

(125) 第18条で改正された L. 第 5215-1 条は、その後、再改正されている。

(126) 大都市共同体の設立要件に関する規定。メトロポールの設立要件を圏域人口 50 万人超としたため、大都市共同体の人口要件を 50 万人超から 45 万人超に引き下げた。ただし、大都市共同体の人口要件は、2014 年に、さらに 25 万人超に引き下げられた。

万人を超える」とする。

第 19 条⁽¹²⁷⁾

同法典第 L. 第 5216-1 条⁽¹²⁸⁾第 2 文の次に次の 2 文を加える。

「都市圏共同体の区域内に県庁所在地がある場合には、域内人口の 5 万人の下限を 3 万人に引き下げる。域内人口の 5 万人の下限は、L. 第 2334-2 条の規定に基づき算出された人口⁽¹²⁹⁾が、その下限を 20% 以上超え、かつ、総人口の 50% を超える場合には、当該人口を考慮に入れて評価することができる。」

第 2 節 大都市拠点圏

第 20 条⁽¹³⁰⁾

I. 地方公共団体一般法典第 5 部第 7 編⁽¹³¹⁾の末尾に第 3 章として、次のように加える。

「第 3 章 大都市拠点圏

第 1 節

L. 第 5731-1 条 大都市拠点圏は、大都市拠点圏の持続可能な開発の模範を示し、当該地域の競争力及び魅力並びに県内及び州内の地域整備を向上させるために、経済開発、イノベーション・研究・高等教育及び文化の促進、拠点圏を構成するコミューン間協力公施設法人の区域と同一区域の広域統合計画の調整による圏域整備並びに交通法典 L. 第 1231-10 条から L. 第 1231-13 条⁽¹³²⁾に規定する交通の設備及びサービスの開発の分野

において、大都市の利益に関する活動を目的として、課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人間の合意によって設立する公施設法人である。

各コミューン間協力公施設法人の議決機関は、全会一致の議決によって、大都市拠点圏に移譲する権限に関する大都市の利益について意見を表明する。

L. 第 5731-2 条 大都市拠点圏は、課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人を統合したものであって、総人口 30 万人を超えるものとする。大都市拠点圏を構成するコミューン間協力公施設法人の 1 つは、人口 15 万人を超えるものとする。

前項の規定にかかわらず、隣接する飛び地のない地域において、2 以上のコミューン間協力公施設法人の人口の合計が 30 万人を超える場合で、かつ、外国と隣接する人口 5 万人を超える課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人が 1 つ以上ある場合には、これらの公施設法人を統合して大都市拠点圏を設立することができる。

大都市拠点圏が本拠地を置く県における国の代表者は、関係コミューンがその一部を成す各県及び各州の議会に対して、創設計画に対する意見を求める通知を行う。議会は、当

(127) 第 19 条で改正された L. 第 5216-1 条は、その後、再改正されている。

(128) 都市圏共同体の設立要件に関する規定。

(129) 前掲注(113)参照。

(130) 第 20 条で改正された地方公共団体一般法典 L. 第 5731-1 条、L. 第 5731-2 条及び L. 第 5731-3 条は、その後、再改正されている。

(131) 第 5 部第 7 編は、「混成事務組合」に関する規定。

(132) 交通サービス分野に関する混成事務組合の創設に関する規定。

該通知から3か月の期間内に意見を述べるものとする。当該期間中に意見の議決がなされない場合には、賛成の議決があったものとみなす。

当該創設は、人口が最も多い課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人が所在する県における国の代表者のアレテにより決定することができる。

L. 第 5731-3 条 大都市拠点圏は、この章に規定する場合を除き、L. 第 5711-1 条にいう混成事務組合⁽¹³³⁾に適用する規定に従う。

前項の規定にかかわらず、大都市拠点圏の議決機関における大都市拠点圏を構成するコミューン間協力公施設法人間の定数の配分方法は、当該公施設法人の人口を考慮する。各コミューン間協力公施設法人は、少

なくとも1の定数を有し、どのコミューン間協力公施設法人も定数の半数を超える定数を有することはできない。当該配分の方法は、大都市拠点圏の設立規約で定める。

L. 第 5711-4 条の規定にかかわらず、大都市拠点圏は、L. 第 1115-4-1 条⁽¹³⁴⁾及び L. 第 1115-4-2 条⁽¹³⁵⁾に規定する団体に加入することができる。大都市拠点圏の団体への加入は、当該混成事務組合を規制する規定には影響しない。」

II. この条は、イル・ド・フランス州には適用しない⁽¹³⁶⁾。

(第2章第3節及び第4節 略)

(第3章、第4章及び第5章 略)

(はっとり ゆうき)

⁽¹³³⁾ 混成事務組合のうち、コミューンと EPCI で組織されるもの及び EPCI のみで組織されるもので、一般に、閉鎖型混成事務組合 (syndicat mixte fermé) と呼ばれる。商工会議所等を含むことができる開放型混成事務組合 (syndicat mixte ouvert) とは区別される。

⁽¹³⁴⁾ 国際越境協力団体 (Groupement local de coopération transfrontalière : GLCT) (欧州区 : District européen) の設立に関する規定。国際協力の一環として、地方公共団体及びその連合体は、外国の地方公共団体及びその連合体と、法人格及び財政自治を付与された団体を設立することができる。自治体国際化協会「フランス地方団体総合法典 (抄訳)」2006.8, p.12. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/pdf/houten.pdf>>

⁽¹³⁵⁾ 欧州地域共同組織 (Groupement européen de coopération territoriale: GECT) の設立に関する規定。GECT とは、国境や州を越境する共同組織であり、法人格を有する。鈴木尊紘「欧州地域共同組織 (GECT) に関する法律の制定」『外国の立法』no.236-1, 2008.7. p.30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000219_po_02360117.pdf?contentNo=1>

⁽¹³⁶⁾ 前掲注⁽⁶³⁾参照

この翻訳は、フランス法研究会の平成 25 年 1 月から 12 月までの活動の成果である。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー (当時) は、岡村美保子、北岡健司、古賀豪、高澤美有紀、坪井伸樹、長谷川総子、服部有希、濱野雄太、真子和田、安井一徳、矢部明宏 (現衆議院調査局法務調査室長) である。